
平成23年 第9回(定例)南部町議会会議録(第4日)

平成23年12月21日(水曜日)

議事日程(第4号)

平成23年12月21日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第80号 南部町病院事業の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第81号 公の施設の指定管理者の指定について
(南部町総合福祉センター「しあわせ」)
- 日程第5 議案第82号 公の施設の指定管理者の指定について
(南部町総合福祉センター「いこい荘」)
- 日程第6 議案第83号 公の施設の指定管理者の指定について
(南部町民野球場、南部町民運動場)
- 日程第7 議案第84号 公の施設の指定管理者の指定について
(南部町宮西伯カントリーパーク)
- 日程第8 議案第85号 公の施設の指定管理者の指定について
(南部町農産物直売所)
- 日程第9 議案第86号 公の施設の指定管理者の指定について
(南部町地域農産物販売施設特産センター野の花)
- 日程第10 議案第87号 公の施設の指定管理者の指定について
(南部町東長田山村広場、南部町東長田山村交流施設ふれあいセンター、
青年の家、上長田会館)
- 日程第11 議案第88号 公の施設の指定管理者の指定について
(南部町自然休養村管理センター緑水園、南部町林業者等休養福祉施設、
緑水湖湖面利用施設、南部町健康増進施設レークサイドアリーナ、緑水
湖教育文化施設、南部町バンガロー、南部町農林体験実習館、南部町ふ
れあい広場緑水湖オートキャンプ場)
- 日程第12 議案第89号 平成23年度南部町一般会計補正予算(第6号)

- 日程第13 議案第90号 平成23年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第91号 平成23年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第92号 平成23年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第93号 平成23年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第94号 平成23年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 発議案第26号 南部町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第19 陳情第7号 2012年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める陳情書
- 日程第20 陳情第8号 介護保険の充実を求める陳情書
- 日程第21 請願第9号 人権侵害救済法の早期制定を求める請願

(追加議案)

- 日程第22 議案第95号 南部町税条例の一部改正について
- 日程第23 発議案第27号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書
- 日程第24 発議案第28号 人権侵害救済法の早期制定を求める意見書
- 日程第25 発議案第29号 T P P参加に向けた関係各国との協議に反対する意見書
- 日程第26 議長発議第30号 閉会中の継続審査の申し出について <議会運営委員会>
- 日程第27 議長発議第31号 閉会中の継続審査の申し出について <広報調査特別委員会>
- 日程第28 議長発議第32号 閉会中の継続審査の申し出について
<選挙事務問題調査特別委員会>
- 日程第29 議長発議第33号 閉会中の継続審査の申し出について <議会改革調査特別委員会>
- 日程第20 議長発議第34号 閉会中の継続審査の申し出について
<人権・同和対策特別委員会>

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第80号 南部町病院事業の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第81号 公の施設の指定管理者の指定について
(南部町総合福祉センター「しあわせ」)
- 日程第5 議案第82号 公の施設の指定管理者の指定について
(南部町総合福祉センター「いこい荘」)

- 日程第6 議案第83号 公の施設の指定管理者の指定について
(南部町民野球場、南部町民運動場)
- 日程第7 議案第84号 公の施設の指定管理者の指定について
(南部町宮西伯カントリーパーク)
- 日程第8 議案第85号 公の施設の指定管理者の指定について
(南部町農産物直売所)
- 日程第9 議案第86号 公の施設の指定管理者の指定について
(南部町地域農産物販売施設特産センター野の花)
- 日程第10 議案第87号 公の施設の指定管理者の指定について
(南部町東長田山村広場、南部町東長田山村交流施設ふれあいセンター、
青年の家、上長田会館)
- 日程第11 議案第88号 公の施設の指定管理者の指定について
(南部町自然休養村管理センター緑水園、南部町林業者等休養福祉施設、
緑水湖湖面利用施設、南部町健康増進施設レークサイドアリーナ、緑水
湖教育文化施設、南部町バンガロー、南部町農林体験実習館、南部町ふ
れあい広場緑水湖オートキャンプ場)
- 日程第12 議案第89号 平成23年度南部町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第13 議案第90号 平成23年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第91号 平成23年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第92号 平成23年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第93号 平成23年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第94号 平成23年度南部町病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第18 発議案第26号 南部町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第19 陳情第7号 2012年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める陳情書
- 日程第20 陳情第8号 介護保険の充実を求める陳情書
- 日程第21 請願第9号 人権侵害救済法の早期制定を求める請願
(追加議案)
- 日程第22 議案第95号 南部町税条例の一部改正について
- 日程第23 発議案第27号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書
- 日程第24 発議案第28号 人権侵害救済法の早期制定を求める意見書

- 日程第25 発議案第29号 T P P 参加に向けた関係各国との協議に反対する意見書
- 日程第26 議長発議第30号 閉会中の継続審査の申し出について <議会運営委員会>
- 日程第27 議長発議第31号 閉会中の継続審査の申し出について <広報調査特別委員会>
- 日程第28 議長発議第32号 閉会中の継続審査の申し出について
<選挙事務問題調査特別委員会>
- 日程第29 議長発議第33号 閉会中の継続審査の申し出について <議会改革調査特別委員会>
- 日程第30 議長発議第34号 閉会中の継続審査の申し出について
<人権・同和対策特別委員会>

出席議員（14名）

1 番 板 井 隆君	2 番 仲 田 司 朗君
3 番 雑 賀 敏 之君	4 番 植 田 均君
5 番 景 山 浩君	6 番 杉 谷 早 苗君
7 番 赤 井 廣 昇君	8 番 青 砥 日出夫君
9 番 細 田 元 教君	10番 石 上 良 夫君
11番 井 田 章 雄君	12番 秦 伊知郎君
13番 亀 尾 共 三君	14番 足 立 喜 義君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	唯 清 視君	書記	岡 田 光 政君
		書記	前 田 憲 昭君

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂 本 昭 文君	副町長	藤 友 裕 美君
教育長	永 江 多輝夫君	病院事業管理者	田 中 耕 司君
総務課長	森 岡 重 信君	財政専門員	板 持 照 明君

企画政策課長	—————	谷 口 秀 人君	地域振興専門員	—————	長 尾 健 治君
税務課長	—————	分 倉 善 文君	町民生活課長	—————	加 藤 晃君
教育次長	—————	中 前 三紀夫君	総務・学校教育課長	———	野 口 高 幸君
病院事務部長	—————	陶 山 清 孝君	健康福祉課長	—————	伊 藤 真君
福祉事務所長	—————	頼 田 光 正君	建設課長	—————	頼 田 泰 史君
上下水道課長	—————	真 壁 紹 範君	産業課長	—————	景 山 毅君
監査委員	—————	須 山 啓 己君			

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（足立 喜義君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（足立 喜義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、次の 2 人を指名します。

4 番、植田均君、5 番、景山浩君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（足立 喜義君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 3 議案第 80 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 3、議案第 80 号、南部町病院事業の設置に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 総務経済常任委員長、秦伊知郎です。議案第 80 号、南部町病院事業の設置に関する条例の一部改正についてであります。

これは西伯病院の特別入院料、個室料金の改正であります。

当委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しております。賛成者5名、反対者1名です。

賛成、反対の主な意見であります。近隣の市町村と比較して一番安いとのことだが、利用者の負担増は避けるべきだと思ひ反対する。

賛成の意見として、高くなることは負担増であるが、ただし、周辺では一番安い。病院経営も大変な中、頑張っておられる。財源確保の面からも仕方ない。これは選択制である個室に対しての値上げである、賛成すべきという意見が出ました。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） ことしの西伯病院の稼働率というんでしょうか、ベッド利用率、病床利用率ですか、これが80数%ということですが、個室になりますとそれからまだ選択制ですので利用率が落ちるのではないかと思いますけれども、収益で400万程度という見込みを立てておられますけれども、特別室、個室ベッド何%の利用で400万というような数字を出されているのか、その点をよろしく願ひいたします。

○議長（足立 喜義君） 休憩します。

午前9時03分休憩

午前9時04分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

12番、秦委員長。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 病院の実際的な経営状況については民生が所管ですので、そちらの方で審議されていると思いますが、病院の方から皆様方へいただいた資料があります、これなんですけど。その中に稼働率、あるいは値上げをしたら幾らになるかということは詳細に明記されております。担当委員会として、当然それを熟読されていると思いますので説明は控えさせていただきます。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私は、この議案第80号に反対する立場から討論いたします。

この条例は、特別入院料の値上げをする条例であります。たとえ個人の希望により入院であっても、今現在非常に所得の低い中、入院患者の負担増になるということになり反対といたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、賛成者の発言を許します。

1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 1番、板井隆です。私は、議案第80号、南部町病院事業の設置に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

これは西伯病院の一般病棟と、それから、精神療養病棟の入院個室使用料を値上げするものです。確かに値上げと聞くと利用者の方の負担増になると思います。ただ、西伯病院からの説明資料にもありましたが、値上げ後の料金は一般病棟で3,670円で、近隣の公立病院と同程度の個室用の比較が出ておりました。これを見ても鳥取大学の附属病院は4,200円、山陰労災病院については4,725円、日野病院が3,990円で、値上げをしたとしてもまだまだ安い料金であります。新病院になって6年、厳しい病院運営の中で初めての入院個室料の値上げです。個人的にはもっと早く近隣の病院の水準に合わせた料金にされて優良な入院環境の維持と、入院利用される患者さんに安心を提供していくためにも必要であったというふうに思います。よって、この第80号の特別入院料の改正について、賛成として討論いたします。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第80号、南部町病院事業の設置に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第81号

○議長（足立 喜義君） 日程第4、議案第81号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 総務経済常任委員長の秦です。議案第81号、公

の施設の指定管理者の指定について。

これは南部町総合福祉センターしあわせの指定管理に関する件であります。

当委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきと決しております。

内容につきましては、現在6名体制で管理をされておられますが、正職員2名、臨時職員2名、それから嘱託2名、これを正職員4名にしたい、そして臨時職員2名。6人体制は変わりませんが正職員を4名にしたいという内容で、若干人件費が上がっています。以上であります。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第81号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第82号

○議長（足立 喜義君） 日程第5、議案第82号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 総務経済常任委員長の秦です。議案第82号、公の施設の指定管理者の指定について。

これは南部町総合福祉センターいこい荘の指定管理に関する件であります。

当委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しております。賛成者4名、反対者1名。

この内容につきましては、株式会社山陰管財と株式会社さんびるの共同企業体で、指名入札によって管理者が決定しております。

賛成、反対の主な意見であります。反対として山陰管財、さんびる企業体については、人件費等について不明な点があり、どのようにされているのかわからないので反対する。

賛成の意見といたしまして、社協職員がいるなら管理できるが、職員数も少ないので管理できない。そのような状況の中で一般企業が管理する方がよいことを考えれば賛成である。

以上のような意見がありました。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） いこい荘の指定管理ですけれども、入札、公募ですか、指名公募、ちょっとよくわかりませんが、入札の中身についてどのように聞き取っておられるかということと、それから、もう1点は、今、今回受けられた会社がこれまで3年間やってこられた会社と同じ会社に決定したようですけれども、指定管理料の中の本社経費と人件費の中身について、前3年間と今後の3年間という事業計画でその点の差異があるかどうか。その点、確認されておりましたらよろしく願います。

○議長（足立 喜義君） 総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 秦伊知郎です。この指定管理者候補の選定委員会というのが11月の16日に行われております。指名委員の方は合計で8名の方が指名委員会の委員として出席されておられます。事務局から総務課の職員も1名出ております。朝日ビル管理さん、それから、さんびる、山陰管財さんの2社の審査をやっておられます。この資料というのは事務局の方に添付されて閲覧するようにしておりますので、当然閲覧されたというふうに思いますし、総務経済常任委員会の委員の皆様も、当然資料を見てこの判断をされたというふうに思います。

意見として、どういう御意見を出されているのかというのがあります。朝日ビルさんの方に対しては、運営協議会の設置など改善努力が認められる。経費節減の対応、方針が具体的に示されている。除草を利用団体を当てにするのはいかがなものか。きめ細かに対応策が示されており、指定管理者としてゆだねられる。修繕が外注であり不安が残る。これが朝日管財さんに対しての意見であります。それから、さんびるさんと山陰管財さんの意見に対しては、野球場の人件費について一考すべき部分がある。野球場がノウハウを生かしてしっかりと整備できればいいのではないか。いこい荘のふろはトレーニング後や球場を入れたパックがよい。幅広く経営をされておられノウハウという実績もあり、プレゼンテーションもすぐれている。継続して安定を図るという選択肢もあるが、チェンジして新しい取り組みはある。というようないろんな意見が出ており

ます。

今、言われましたように試算内容、あるいは経費の動向についてというのは聞き取りをしておりません。当然、この選定委員の方、学識もあり、いろいろな実績に対してもすぐれた方でありますので、それらの判定を重視したという当委員会の意見であります。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私は、この議案第82号に反対する立場から討論をいたします。

まず、この公の施設の指定管理の指定についてでございますが、指定管理者の候補団体の人件費について非常に不明な点が多いです。閲覧で出ておりますけども、人件費幾らということの内容について、詳細について出ておりません。

それからまた、指定管理料について灯油代のアップが今回の増加分ということで、安易に灯油代が上がったんで指定管理料を約150万円上げるという、安易な考え方じゃないかというぐあいに思っております。

それと、評価概要でも人件費と光熱費の再考を考えてほしいという、選定委員会の方が言っておられますが、これについても再考がなされたのかどうかということも不明でありますので、そういうことを言いまして反対といたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 石上です。まず、山陰管財のプレゼンテーションに非常にすぐれているという評価があることも事実でございます。議会中にいこい荘、調査行ってまいりました。どうも皆さん内容を御存じなくて反対があるみたいですけど、今、いこい荘が各種のスポーツ教室、これを開いております。ヨガ教室、いすに座って運動するやつ、チェア運動、そしてサッカー教室等も開いております。老人の方や子供さん方が一生懸命通っておられるという実態もあります。

また、一番感動しましたことは、前の保育園に勤めておられました方ですけど、各地区を回って、集落を回って呼びかけをして個人の写真展や各集落の伝統芸能ですとか、そういう展示もい

ろいろ日にちを変えてやっておられます。あれを見ただけでも、ああ、本当に変わってきたな、大分一生懸命やっておるなという気持ちが本当に胸に伝わりました。地域に声かけて、集落一回一回回って、今月はどういう展示があるかということでもいつも変わっておられます。これはいこい荘に実際に行ってみるとわからんことですが、私もしょっちゅう利用させてもらっている作品を見ながら、本当に地区の声を聞いていいじゃないかと、非常に完成しております。

また、あそこには浴室もあります。平成21年の利用者が1万8,086人、平成22年が2万71人、ドームは21年が4,442人、22年が5,419人。ドームにつきましては、あそこ夜通ってください。しょっちゅう、ほとんど電気がついています。それだけ皆さんが地域のことを思いながら一生懸命管理されておられるということで、やっぱり現地を見て反対なり賛成の討論をやっていただきたいと、これが一番重要だないかと思しますので、強く賛同を込めて賛成いたします。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第82号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第83号

○議長（足立 喜義君） 日程第6、議案第83号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 総務経済常任委員長の秦です。議案第83号、公の施設の指定管理者の指定について。

これは南部町民野球場、南部町民運動場の指定管理にかかわります件であります。今回新規で指定管理に出す案件であります。過去の3年間の管理料の平均が210万6,662円、これに人件費、修繕費等、約150万を加えて指定管理料360万円で指定するものであります。指定管理団体として山陰管財さん、さんびる企業体さんが選ばれております。

当委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しております。賛成4名、反対1名。以上であります。

それとつけ加えまして、いこい荘とこの運動場、一体で管理する方がいいということで指定管理のときにそういう方針で指定管理に出されました。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） この南部町民野球場ですけれども、先ほどの82号と同じさんびるさんの指定管理ということですのでけれども、お聞きしたいのは同じ項目でして、働いておられる方々と本社経費についての内容をお聞きしたい。といいますのが、先ほど石上議員が82号で賛成討論の中でおっしゃいましたけれども、指定管理の中身が直営よりもよくなってきているということをおっしゃっておられますが、指定管理の問題については昨年総務省の通達というのがありまして、安易に指定管理をすることの問題点というのが総務大臣からの指摘もあります。そういう点から見てどうなのかということ、まず本社利益と労働者の待遇、そして住民サービスというあたりの3つの観点から考えてどうかということ、聞き取っておられる内容でよろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 本社経費どうのこうのということは、残念ながら聞き取っていません。先ほど前項で石上議員の方からる説明がありました。指定管理に出して利用者が減ったり、あるいは清掃美化が著しく損なわれていたりするのは問題ではありますが、先ほどの説明のように利用者は増え、館内の雰囲気も非常によくなった、それが指定管理に出す一つの大きな目的ではないかなというふうに考えております。当然、指定管理をされる企業が引き続き指定管理をしたいということを申し述べておられるわけでありますから、企業としても当然企業活動でプラスになってるというふうに思います。そこには町内の雇用もありますし、いろんな町内からの物資の調達もあります。町内に随分貢献されて町民に喜んでいただいているというふうに思っておりますので、私は何ら問題はないのではないかなというふうに感じております。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私は、この議案第83号に反対する立場から討論いたします。

これは先ほども委員長報告にありましたように、82号と83号の一体で指定管理に審査がなされております。先ほども言いましたが、これは新しく南部町民野球場と南部町民運動場を指定管理に出すもので、過去3年間の施設管理費用が平均が210万6,662円、それから、今回は指定管理料が360万円と、約150万円のアップになっております。南部町の公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の第6条の第1項の2に、前文は略しますが、経費の節減を図るものであることとなっております。この条例に反することからも、それから、先ほども言いましたが一体化の指定管理ということで、人件費について再考をするべきだという評価概要が出ております。この点からも人件費等にどのように再考がなされたのか不明であり、反対といたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） いこい荘との関連もありますので、今、職員について質疑もあったところでございますが、事務に2名、それと高齢者の方が休日、夜間に4名交代で来ておられます。この指定管理が受けられたら職員として採用したいということも事務局からお聞きしました。皆さん地域の方ばかりで、管理も本当に気持ちよくやっていただけると。

また、この野球場に関しましては、他に新見の別所アウトドアスポーツセンター、またB&G海洋センター等、多数も実際に管理しておられます。実績があります。ぜひともいこい荘と合理的にしっかりと管理をしていただいで、町民の皆さんが安心して利用できる施設をぜひとも運営していただきたいという強い気持ちで賛成といたします。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論……（「反対、反対意見です、討論」と呼ぶ者あり）もとい。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 13番の亀尾です。私は、この議案83号について、反対の立場から討論いたします。

私は、先ほど内容について、委員会の中での審査についてどうだったかという聞き取りがあった中で、いわゆる職員に対する待遇のこと、これのことは当然把握すべきだと思うんです。総務省が出したんですけども、これは安易に一般企業が公の施設の運営に参加するということ、このことについて安易にすべきではないという、そういう注意というんですか、出したわけなんです。私は、公の施設というもんは、当然、自治体が苦慮して施設を設けたわけなんです。そこで働くのは、もちろん地元の人々の雇用促進ということなんです。地元の人々の雇用ということについては、

それについては理解するんですが、しかし、当然民間は営利を目的とするわけなんです。赤字を覚悟で吐き出して管理をするという、指定管理を受けるという民間の企業はありません。以前、この82号でも質疑があったんですが、やっぱり人件費についてどれだけあって、本社の受け取り金額がどれだけあるかということは、少なくともそれは委員会で審査して行政がつかむべきであると思うんです。私は、仮に金額が150万だったかな、ふえてるわけですね。そういう中でいえば、当然それが直営しておればですよ、ほかの経費もかかるでしょう、燃料費とかそういうのも影響するんでしょうけども、それが確かに人件費になって反映されているのか、そのことが大変不明であり、私は、この議案に反対するものであります。恐らく84号もそういう状況だと思いますので、83号について反対いたします。以上です。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） この件に関しては、賛成討論いたします。

今、公の施設をもう一度公に戻せというようにとられますが、これを本当にまた公に戻したら人件費160万ではできません。財政、この間の一般質問の石上議員の質問にありましたように、町財政のことを考えれば、また160万では無理であります。民間は営利企業して絶対そのような赤字出すことはない。民間はマイナスになることはいたしません。必ずここでサービスしたら、ほかでもきちっと帳じりが合うようにやっております。一番大事なのは、それによって町民に不利益が起きたかどうか、のが大きな問題であろうと思います。そういうのが、今、石上議員の報告にありましたように一つもありません。むしろ、よくなっているということになれば、費用対効果の面からにしても最高じゃないかと思ひまして賛成いたします。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 今、細田議員が人件費、町が直接雇えば大変なことになるということをおっしゃいましたけども、今、南部町ではそういう直接雇っている特別職の方がいらっしゃいますね、地域振興区に何人も。一方でそういうことをしながら、一方で指定管理というのは、私は考え方として整合性がないと思います。きちんと公がやるべき仕事は、全部が全部指定管理ということがいいかどうかは議論があると思いますが、この83号につきましては今まで直営でやっておりました。それで問題がなかったと考えておりますし、それから、十分にやれてきたわけですから、その線でもより公、直営の職員というのは自治体の宝だと思います。そういう人たちの力を本当に町づくりに生かして、よりよい南部町に向かっていければという思いで、私はこの議案に反対をさせていただきます。（「おい、板井君、やれ」と呼ぶ者あり）

○議長（足立 喜義君） 1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 済みません。私は、この83号について、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほどから話が出ておりますけれど、まず、今回管理をされる山陰管財、さんびるですけれど、米子市の方でも福祉センターでふれあいの里とか、そういったところも管理をしておられまして、非常に福祉施設を管理していく中でたけている、地元の方では業者さんだというふうに思います。

それから、指定管理委員会の中でも審査総括意見でありました。かぎの申し込みや管理を隣でされるだけでも利用者はありがたいということで、これが町民と、それから利用される町民の方々を含めた利用者の方との考え方が出ておりますし、先ほど植田議員言っておられました、公的な施設は公でやらなくちゃいけないということなんですが、ずっといろんな話が出ております中で、今、特に職員がこうやってどんどん減ってきてる状態の中で、それを細かいところまでなかなか見ることができないそういった部分を、こういった指定管理によって管理をしていただいて体制を整えていくというような形で今なっているというふうに思います。やはり施設を有効的に、またやっていくためにも、この山陰管財さんをお願いするべきだというふうに思い、賛成の立場で討論いたします。以上です。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第83号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第84号

○議長（足立 喜義君） 日程第7、議案第84号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 総務経済常任委員長の秦です。議案第84号、公の施設の指定管理者の指定について。

これは南部町営西伯カントリーパークの指定管理にかかわります件であります。管理先といたしましてTKSSグループ。これは21年、22年の指定管理料が1,027万9,500円でありました。今回も同じく1,027万9,000円が変わりはありません。

当委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しております。賛成者4名、反対者1名。以上であります。

ちなみに、カントリーパークの人件費であります。170万円予算書の中には計上されております。大変申しわけありませんが、前項の運動場の人件費、これは191万2,000円でありました。以上であります。大変申しわけありません。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私は、この議案第84号、南部町営西伯カントリーパークの指定管理について、反対する立場から討論いたします。

先ほども83号、82号でも申し上げましたが、指定管理者の候補団体の人件費についてどのようになっているか、待遇面について非常に不明な点が多いということ。

それと、このカントリーパークにつきましては、指定管理料につきましては21年、22年と、それから今回の予算でも同じですけども、評価概要の中に西部地域の野球場の中でグラウンド管理、芝管理は上位であり、実績を評価すべきというぐあいにはありますが、ことしの夏、非常に6月ごろから外野の芝生についてクレームというか、いろんな指摘があったそうでございます。ここで、なぜ私は指定選定委員会の中で西部地域の野球場の中でグラウンド管理、芝管理は上位であり、実績を評価すべきといった中で、この辺がちょっと整合性がないということですね。このことについては、後で改善をして直してあるということでございますし、それと、評価点の中で非常にいいということもございますけども、指定管理で評価点を特にこれが絶対的なものではないということもございますけども、300点満点で227点と、私は非常にちょっと点数としては、評価点としては低いじゃないかということで反対いたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 1番、板井隆です。私は、第84号の議案について、賛成の立場で討論いたします。

先ほど話が出ておりました芝のことなんですけれど、これは委員会の中でも確認をとり、こと

しの猛暑によってヨトウムシがついて病気になったんだというふうに話が出たと思います。その後に対応して、今現在ではもとどおりに戻ってるということで、これは管理だけの責任ではなく、そういった気象状況とかそういったことによって出てしまった。説明にもありましたけど、虫が出れば2日ぐらいでもう全般的に広まってしまうような、そういったような虫であったということで、これは管理側のすべて責任ではないというふうに思いますし、その後の対応についても、教育委員会の方に処理については報告がされているということが選定委員会の中でも説明の中にありました。それについては全く問題がないと思いますし、今までの過去3年間のTKSSさんの実績を聞きましたりしました。今まであった大会の中でも中海テレビの社会人の軟式野球大会とか、それから、ことしは秋季の鳥取県の高校野球大会もありました。また、西日本社会人軟式野球選手権大会など、さまざまな大会について西部で大会があるときには米子市の市民球場と同程度の評価をされ、こういった大きい大会の会場として利用されていますし、また緑水園との連携でチラシをつくり、過去利用されてた関西の方の大学とかそういったところにチラシを送付されたりということで、非常に営業努力もやっておられるというふうに思います。そういった面から、引き続きこのTKSSさんに管理をしていただくのが一番最良ではないかと思い、賛成の立場で討論いたします。以上です。（「ちょっと休憩してください」と呼ぶ者あり）

○議長（足立 喜義君） 休憩します。

午前9時42分休憩

午前9時44分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第84号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第85号

○議長（足立 喜義君） 日程第8、議案第85号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題

といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 総務経済常任委員長、秦です。議案第85号、公の施設の指定管理者の指定について。

これは南部町農産物直売所の指定管理にかかわります案件であります。指定管理者として、緑水湖ふれあい市運営委員会が指定するものでありますが、これは指定料は払っておりません。

全員一致で可決すべきものと決しております。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第85号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第86号

○議長（足立 喜義君） 日程第9、議案第86号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 総務経済常任委員長の秦です。議案第86号、公の施設の指定管理者の指定について。

これは南部町地域農産物販売施設特産センター野の花に指定管理をするものであります。指定管理先として、南部・伯耆地域振興株式会社に指定管理するものであります。指定管理料といたしまして、4万2,766円を借地料として県に払うものであります。

当委員会では審査の結果、全員一致で可決すべきと決しておりますが、意見を付してほしいということがありまして意見を付しました。

意見は、野の花の管理費がかなり長く不当にされているので経営努力をしてほしいという意見を付して、全員一致で可決すべきものと決しております。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第 86 号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 87 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 10、議案第 87 号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 総務経済常任委員長の秦です。議案第 87 号、公の施設の指定管理者の指定について。

これは南部町東長田山村広場、東長田山村交流施設ふれあいセンター、青年の家、上長田会館の指定管理にかかわります案件であります。指定管理者先といたしまして、南さいはく地域振興協議会が指定管理者として選定されております。

これは全員一致で可決すべきものと決しております。

一つ、例をとって説明させていただきます。青年の家にしましょうか。青年の家は、過去 3 年間の平均の指定管理費が 43 万 3,922 円でありました。今回、指定管理料として 73 万 4,

000円を計上しております。これは人件費が過去には含まれていませんでしたので、今回人件費と、それと若干の修繕料を加えて指定管理に出したものでありますが、その人件費の考え方がありますが、1時間掛ける20日掛ける800円掛ける1年間ということで、人件費が約19万1,000円。それから、修繕料が10万円計上されて指定管理料がふえております。一例でありましたが説明にかえさせていただきます。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで地方自治法第117条の規定により、議長足立、景山議員、亀尾議員、青砥議員が除斥の対象となりますので、退場を求めます。

なお、議長足立も除斥の対象となりますので、議長の交代をいたします。

暫時休憩をいたします。

午前9時51分休憩

午前9時52分再開

○副議長（井田 章雄君） 再開いたします。

議長と交代いたしました副議長の井田であります。

日程第11 議案第88号

○副議長（井田 章雄君） 日程第11、議案第88号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

12番、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 総務経済常任委員長の秦です。議案第88号、公の施設の指定管理者の指定についてであります。

これは南部町自然休養村管理センター緑水園、それから、南部町林業者等休養福祉施設、緑水湖湖面利用施設、健康増進施設レークサイドアリーナ、緑水湖教育文化施設、バンガロー、農林体験実習館、ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場等の指定管理にかかわります案件であります。管理先といたしまして……。少しお待ちください。財団法人南部町地域振興会に管理するものであります。

これは全員一致で可決すべきものと決しております。

一例を挙げて説明いたします。緑水園の指定管理についてであります。今までは指定管理料は790万2,000円でありましたが、今回1,170万5,053円にアップ、約109万8,000円のアップがなされております。これは不景気、あるいは水道光熱費等の管理費の増加に伴います配慮をなされたものであります。そして、緑水湖周辺の施設、8施設のトータルの管理料であります。平成22年度からの管理料は1,513万9,000円でありましたが、今回改定いたします管理料は1,684万3,000円で若干のアップになっておりますが、これは諸般の事情でやむを得ないという判断で、委員会では全員一致で可決すべきものと決しております。以上です。

○副議長（井田 章雄君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（井田 章雄君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（井田 章雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第88号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（井田 章雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで足立議長、景山議員、亀尾議員及び青砥議員の入場を許可します。

議長交代のため、暫時休憩します。

午前 9 時 5 7 分休憩

午前 9 時 5 7 分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

ここで休憩をいたします。再開は、10時15分であります。

午前 9 時 5 8 分休憩

午前 10 時 1 6 分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

日程第 1 2 議案第 8 9 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 1 2、議案第 8 9 号、平成 2 3 年度南部町一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

本件については、総務経済常任委員会を主体とする連合審査でありますので、総務経済常任委員長から報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 総務経済常任委員長、秦伊知郎です。どうも済みません。議案第 8 9 号、平成 2 3 年度南部町一般会計補正予算（第 6 号）であります。これは連合審査であります。総務経済常任委員会にかかわります案件について説明させていただきます。

内容につきまして、歳出の方で説明させていただきます。主な歳出といたしまして、総務費、財産管理費、庁舎管理事業、これは天萬庁舎であります。140万1,000円の補正をしております。これは天萬庁舎が図書館機能を有しましたために、電気代が若干ふえたということでもあります。

それから、さくら基金費としてがんばれふるさと寄附金事業、68万円の増額をしております。これは寄附の件数が上回ったという案件であります。

それから、企画費といたしまして、ゆうらくグループホーム棟他建設事業費6,400万計上しています。これはゆうらくにグループホーム、認知症対応の施設をつくるということでふるさと融資資金の方で6,400万円の計上がなされています。

それから、農林水産業費、農林振興費、チャレンジプラン支援事業であります。これは減額

の1,344万4,000円。これは予定されていました事業を今年度行わないということで減額しております。それから、林業振興費、鳥獣被害防止対策事業費、これは減額の614万円。これは事業費が確定したということで減額しております。それから、林業振興費、竹林整備事業費、これも減額の2,409万円。これは県の事業が5分の1程度に予算が縮小されたということで減額しております。

それから、商工費、観光費、吉本興業連携事業費として72万8,000円。これは古事記編さん1300年に対応した事業が企画されています。

それから、土木費といたしまして道路新設改良費、これは町道赤猪岩神社線であります、1,526万7,000円。これは駐車場の整備と、それから、不用額の減額と合わせて1,526万7,000円が補正で計上されております。

それから、消防費、行政無線の管理費、これは老朽化した防災無線の更新にかかわります205万2,000円が計上されています。以上が主な事業であります。

賛成多数で可決すべきものと決しております。賛成3、反対2であります。

主な反対の意見であります、グループホーム建設に当たり町が利息部分を負担するという。今まではよかったが、今回もよいというのは適切ではないというような意見がありました。それから、グループホーム建設については、なぜ今なのか。12月議会で早急に決めるべきではないというような意見もありました。

これは賛成の意見であります、グループホーム、認知症対策は広域連合では事業を行っているが、本町だけ認知症の施設がない。今回ふるさと融資事業で対応することは当然であり、サービスが実施され充実され、福祉、介護の向上に寄与するという意見がありました。また、ゆうらくは町の施設だが、伯耆の国が管理しているグループホーム棟を建設し、福祉、介護の充実を目指す施設、大変結構と考える。これにより雇用の創出、伯耆の国の発展を考えると、当然、町としても支援すべきであるという賛成の意見がありました。以上であります。

○議長（足立 喜義君） 続いて、民生教育常任委員長、景山浩君の報告を求めます。

民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員会委員長（景山 浩君） 民生教育常任委員会に付託されました所管部分についての報告を行います。

この予算の中の主なものは、子ども手当の制度改正に伴う予算の減額と新たな部分の増額、そして、アミノインデックス導入を行うライフサイエンス推進事業の1,500万円、その他児童扶養手当事務費など、予算執行額の確定に伴うものが主なものでございました。

表決の結果、当委員会においては、全員一致で原案を可決すべきものと決しております。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 2点、総務常任委員長に伺います。質問は、ゆうらくグループホーム棟建設事業にかかわります起債6,400万についてであります。

1点目は、きのうの全協でお聞きしたんですけども、委員会では事業計画書、今度のゆうらくのこの融資にかかわる、起債にかかわる事業計画書を委員会として確認せずに結論出されたということなんですけども、私、町が肩かわって6,400万を借りまして、それを丸々ゆうらくに貸し付けるといふ事業ですので、そういうことで議会の責任を果たしたことになるのかということとを1点伺いたいと思います。

それから、2つ目には、町有地を売却する計画っていいですか、最初から議案の説明の中で町長はなかなかお答えにならないんですけれども、枠取りの予算だということ、そういうことで終始されておりますけども、この資金調達計画の中身が1億7,570万の既存用地の取得を含むという資金調達計画になっているわけですね。その計画を認めるということは……（「そんなことは載ってないかないか」と呼ぶ者あり）載ってますね、載ってます。そういうことを財産処分と、これは不可分なものになってしまうと思うんですよ。そのことをまず、議会としていまだに承認もしていないものをたとえ資金調達の計画といっても、そういうものを認めるということは財産処分を認めることにほかならなくなるのではないかと私は考えるんですけども、委員会としてはそのことをどのように審議されたのか、御報告をよろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 事業計画書というか、要するに会社の資産内容を吟味してないというような発言だろうというふうに思います。ふるさと融資の制度を少し理解されていないのではないかなというふうに感じております。過去にもレングス、それからNOK、トットリウチボリさんにこのふるさと融資制度を活用して町が出資をしておるような形になっております。そもそもふるさと融資制度というのは、町内にある企業に対してさらに企業活動を充実させていただくために制度があるわけですが、それを町経由で無利子で貸し付けしていくという制度であります。過去ふるさと融資をした会社等に事業計画書を提出していただいて、委員会で審議をした経過はございません。現在、伯耆の国は年間の事業収益が約8億円近くでしてしょうかね、22年度決算で利益というか、単年度で5,000万円ぐらいの利益が出ています。連結では、約2億7,000万円ぐらいだったというふうに記憶しております。非常に優

良な社会福祉法人であります。それがグループホーム、認知症の施設をつくる。当然、それらはこの制度には新規の雇用者も必要義務としてなされておりまして、当然、そこには新しい雇用も生まれますし、またはそういう施設ができれば、それにいろいろなものを購入していただくような業者も町内であるわけでありまして。地域を活性化させるための事業であります。何かそれが行政の足を引っ張るような発想で質問、あるいは討論されておりますが、私は少し違うのではないかなというふうに思っております。過去にもそういう事業報告書、あるいはその会社の資産状況についての審議をしたことはありません。もっと前向きに考えて融資に賛成していただくというのが筋ではないかと思っております。

それから、2点目の土地の売却の件であります。これは町長も予算取りというようなことを言われましたでしょうか。残念ながら議案として上がっておりませんし、そういうことを先行して委員会として論ずることはしませんでした。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 2つとも私の聞いたことについては、具体的には審査されていないことなんですけども、私が再度お聞きするのは、議案に上がっていないということで土地の買収の金額ですけども、私、議会の責任としてきちんと税金の使い方をチェックする議会が……（発言する者あり）その財産の、町有財産の処分を前提とした融資ですよ。その予算を通すか通さないかということが問われているわけですから、これは委員長に言ってもしょうがないかもしれませんけれども、そういう議案ではないかと私は考えるんですけど、委員会の中ではそういう意見はなかったでしょうか。

○議長（足立 喜義君） ちょっと休憩します。

午前10時30分休憩

午前10時30分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 少し誤解をされているのではないかと思います。今回、認知症対応のグループホームをつくられる総予算というのは約3億8,000万円ぐらいですね。融資の金額というのは、ふるさと融資の金額は6,400万円です。この建物の建設費というのが1億8,000万計上されています、予定として計上されています。6,400万で

土地を取得するわけではないんですね。お金に色がついてませんので具体的には明記されていませんが、あたかも6,400万で土地を購入するというような曲解な解釈されています。3億8,000万の中の6,400万というのは一部です。建設費が1億8,000万です。ですから、なぜこれが土地の購入に結びつくのか、私はよく理解できません。もう少し物事をきちんとして質問していただきたいなと思います。

過去にも、先ほども言いましたようにレングスさんの場合にも、それからNOKさんの場合にも、トットリウチボリさんの場合にも事業計画書というものを、私は多分担当委員会であったと思いますが、審議はしていません。今回、なぜゆうらくだからそれが審議されなければならないのか、ゆうらくというのは前にも話しましたように3つの会社と同様、町内にある業績が非常にすぐれた社会福祉法人であります。それが新たな事業を展開しようとするときに雇用も含めて地域の活性化になる、それに町が融資をしてなぜだめなのでしょう。ふるさと融資というのはそういう目的で設立された融資制度であります。それを活用して事業を展開していく、これは当然理にかなったことではないですか。それを反対される理由は私には一つもわかりません。以上です。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私も総務常任委員長にお聞きするんですが、私は、この予算案事業別説明資料の8ページ、いわゆる先ほど植田議員が質疑かけましたが、そのことのこの項で私もお聞きしますので、よろしくをお願いします。

まずは、先ほど植田議員が、いわゆるふるさと融資の事業計画並びに償還計画ということがどうなのかということで、この一覧の中に下段の方に状況ということにも触れてますね。11月中に事業計画書並びに償還計画書等をふるさと財団に提出して審査を受けるということになってるわけですよ。そこで、ここで資料を出してもらったんですけど、閲覧の中で。それを見ますと南部町地域総合整備資金貸付要綱、いわゆるふるさと融資の件なんですね。そこで目的1条、2条に貸し付け対象費用とか、第3条に貸し付け対象事業ということであって、そこを見ますと、ちょっと読みますけども、貸し付けの対象となる事業は町が選定、策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置づけられた民間事業者等による事業であって、次の各号にすべて該当するものとすると言って、1、2、3、上がってます。その中で、3項の中で事業の貸し付け対象用の総額、用地取得費を除くが2,500万円以上のもとなっており、用地取得契約を5年以内に事業の営業開始後行われるものとか、いろいろなってるんですよ。であれば、この3条の項で、いわゆる事業計画書に位置づけられたというのを当然出されておると思うんですよ。その内容をやっ

ぱり委員会で見られる、もちろん私ら議員のメンバーでもそれを提示していただいて、それでどうなのかということ判断するのは、これ当然だと思うんですよ。その件について、どうなったのかということ、結論として。出せなかった言うんですけども、私はこれを見て判断されるのがまず第一番ではなかったかと思うんですけど、それについてお聞きします。

それから、先ほどから予算に関係ないだないかというような声もありますが、しかし、この説明書の8ページによりますとちゃんと載ってますよ。貸し付け対象事業費が幾らで、対象借入れ金額が幾らでというぐあいにはちゃんと載ってますね。

それで、私がお聞きしたいのは、先ほど植田議員も問題にしたんですが、いわゆる土地売却として用地取得も含む、これは町から見ればいわゆる売却するということなんですね。これが1億7,570万円が上がっております。当然、これやっぱり予算との関係があります、ふるさと融資の希望額の6,400万円と当然関係があるわけなんです。私が聞くのは、これで土地が、まず町の公有財産ですね、これを売却するのかどうかというのが議会に諮られたうちで、それで、承認を得て、こういうことで企画課長の答弁だったと思うんですけど、枠取りとしてこれは上がってるということなんですけども、じゃあ、逆に聞きます。そうすると、土地の売却が、町が売却するというのが承認が得られなかった場合は、このふるさと融資の希望金額が、いわゆる20%以内となってるわけですね、借入れ分の。そうすると、これについてクリアができるんでしょうかということ、このことが2つ目です。

それから、次なんですけども、用地取得の金額設定の根拠をもし聞かれておられたら、どういうことで聞かれたのかということ。それと、グループホームのいわゆる建設する建屋の、これ平家ですからそっくりこの面積が建屋が占める土地の部分だと思います。714.7平米ですか、これだと思うんですね。この土地をすれば一体幾らになるのかということが、総面積から割ればわかると思うんですけど、そういうこと。これが3点目ですね。以上、3点です。

○議長（足立 喜義君） ちょっと休憩します。

午前10時38分休憩

午前10時39分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） このグループホーム建設につきましての詳細な事業計画というのは審議はしていません。ここに書いてある8ページですか、8ページにあるのが

余りにも丁寧に書かれ過ぎていますので、本当はこんなは出さなくてもよかったんじゃないかなというふうに思います。

何回も言いますように、ふるさと融資で6,400万というのはトータルの中での6,400万でありまして、それがイコール土地取得費にかかわるものでは全くありません。土地が購入できなかったらどうかこうかというのは、また別の次元の問題だろうというふうに考えております。そういう事業を興すので6,400万の借入れを起こしたいということでありまして、それ以上でもありませんし、それ以下でもないというふうに私は考えております。6,400万でできるわけではありません、民間から約2億円の融資を伯耆の国は独自でやられるわけでありまして。その中で、当然、土地購入費というのは賄えるというふうに考えるのが筋ではないでしょうか。これ、6,400万というのは建設費の一部に充てるということです。ただ、土地の購入費についてはまだ議会には上程されていませんので、ゆうらくが将来的に土地を購入したいという希望を持ってこういう事業計画を出されたらと、事業計画書というのはここに出てます。これが事業計画の立案じゃないですか。以上です。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 再度、委員長に聞きます。これ、いわゆる町が独自に建設してやるということになるとまた、もっと答えやすいと思うんですけども、それについて、いわゆる細かく聞けなかったという点もあるかと思うんですけど、再度聞くんですけど、私は先ほども言いましたように土地取得、町からいけば売却ですね、これが承認ができなかった場合は、当然、この貸し付け対象事業費のトータルが上がっておりまして、そして、対象借入れ総額、これも上がっておりますね。当然、その中の事業費に対するこれだけのお金が必要だということで上がっていて、その中に含まれて6,400万が入っておるわけですよ。だから、土地売却がもしできなかった場合は、この融資が受けられないだないかというぐあいに私考えるんですが、どうなんでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 土地が取得できる、できないという仮定の話をして議論をしていただきたくないなというふうに思ってます。私は、一般質問でも土地は売却すべきだというふうに言いました。この議員のメンバー見ると土地売却に反対するような方はいないというふうに考えておりますので、私は計画どおりに事業を進めていかれるものだというふうに思ってます。仮定の話の中で既存の事業を論ずることは、非常に危険だなというふうに私は思います。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私は、この議案第89号、平成23年度南部町一般会計補正予算に対して、反対の立場から討論いたします。

先ほど来論議になっておりますが、ゆうらくグループホーム棟ほか建設事業は、町の土地取得という売却を前提に計画がなされております。（発言する者あり）おります。公有地の処分は議会の議決が必要であるというふうに考えます。また、町はふるさと融資の6,400万円の金利部分の25%、75%は交付税措置があるということですが、それについての確約の説明は聞いておりません。（発言する者あり）いや、討論だけいいですがん。

○議長（足立 喜義君） 静かにしてください。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 負担があります。聞き取りの中で、仮にこの6,400万に対して利子が1.5%とすると、15年償還で利息が約880万円で、220万円の負担であります。

以上のようなことから、公有地の売却が前提、事業計画書の提出もないことを理由に反対いたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を求めます。

1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 1番、板井隆です。私は、この89号、平成23年度一般会計補正予算について、賛成の立場で討論いたします。

一番の今回の補正の問題は、このゆうらくについてなんですけど。まず、なぜこのたびの予算の方に上がったかという、この周辺の町で南部町だけ認知症の施設がないということで、優良企業の、優良の社会福祉法人伯耆の国の方でこのグループホームゆうらくを建設をしたいということで、町の方がそれを認定されて、そして、このふるさと融資を受けれるということになります。やはりこの融資に関しては、地域が活性化をして雇用が創出できれば利用可能な制度なんですけれど、事業の説明にもあるように、グループホームゆうらく9名の2つのユニット18名を受け入れて、新規雇用で10名がなされるということで事業計画の中にあります。この事業計画

もちゃんとしたものがこの説明書の中にも出ておまして、この融資を受けてもらって、ゆうらくのこれからの発展に町としてもやはり支援をしていくべきではないかなというふうに思います。

共産党の議員団の方は、なぜかゆうらくの話になると何を出しても反対、反対ということをおっしゃられるんですけど、今回のこの予算については先ほど委員長の方からも報告がありましたように、町内の誘致企業でありますレングス、それからNOK、それからウチボリさんなどもそれぞれこの融資を受けておられます。そういった面からして、ゆうらくがこういった融資を受けること何ら問題がなく、これからの特に町の施設の中にあって指定管理をしてもらっております伯耆の国のゆうらくさん、非常に努力をしておられまして優良的な成績もおさめておられます。これから、福祉の町南部町にとってもこのゆうらくの存在というものは大きな価値があるというふうに思い、この補正予算について賛成の立場で討論いたします。以上です。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 議案第89号、一般会計補正予算（第6号）に反対いたします。

理由は、先ほどから議論になっておりますゆうらくの地域総合整備資金貸付事業債6,400万についてであります。私は、質疑の中でも言いましたけれども、町有地を、この資金計画が町の敷地を、ゆうらくが建っている敷地を買い取る計画として枠取りとはいえ、そういう内容でこの全体計画がされている。全体は3億2,000万ですよ、そのうち6,400万ですから、土地購入部分の1億7,500万余りは起債では買えないわけですけども、幾ら一部としても全体計画にそういうものが含まれているということから考えれば、議会がこの計画をもう少し、町長はゆうらくの理事会と相談してるといようなことをおっしゃって、結論先延ばしにされておりますが、もしそうであるならば、きちんと話ができた段階でこういう資金計画を出されてこなければおかしいのではないかと。これを承認しておいて、後で土地をどうするこうするという話にはなかなか、話の順番としておかしいというのが第1点です。

それから、2つ目には、事業計画ということを審査をしてこられなかったという、ほかのこれまでの経過のことを総務委員長はおっしゃいましたが、本来、議会が肩がわり融資のような形をする場合、議会が責任持って決断をする立場に立てば、こういう事業計画をきちんと見ていだろうということにならなければ、本来、議会の役割を果たしたということにならないと私は考えます。そういう資料提供もないということから見れば、大変問題だということ、そういう理由から反対をいたします。

○議長（足立 喜義君） 8番、青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥日出夫君） 8番、青砥です。今、植田議員がおっしゃいましたが、審議

をされてないということではなくて、要するに、この審議はふるさと融資を受けるに当たって事業計画を出し、私らが審議していいというものを向こうが事業内容に不満があれば、落ちがあればだめだというふうになるわけですし、そういう面からすると枠取りをするのに、枠取りとかこういう予定的なものを出して予算を出さないと、通るか通らないかわからないと、そういう部分があるわけです。確定じゃないわけですよ、これは。ですから、確定じゃない分、じゃあほんなら次、土地の取得がどうのこうのという話になれば、それはそれで反対すればいいじゃないですか。言ってる部分が違うというふうに思います。

したがって、本会議中もずっと説明がありましたし、委員会でもありました。それ以上の審議を委員会でする必要はないというふうに思います。当然、その審査内容によっては融資も受けられないということだってあるわけですし、それは僕たちが見てわかるような内容ではないこともあるわけです。それは当然、お金を出す方がきちんとすることでありまして、それを見ることはいいですけども、多分わからないでしょう。そこから言えば当然この町がそういう事業に対して補助をして6,400万の補正額を上げるということには何ら文句はないわけでありまして、賛成討論といたします。以上です。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 7番、赤井です。私は、このたびの議案で89号、23年度南部町一般会計補正予算の関連につきまして、反対討論をいたします。

といいますのは、すべての補正が反対というわけではございません。必要なものももちろんございます。ただ、今、討論の中に話が出ておりますように、社会福祉法人の伯耆の国がゆうらく建設に当たる補正でございますが、これは皆様も御承知のように緊急性を要するような事柄でもございません。（発言する者あり）決して私は緊急を要するようなことだとは思いません。（発言する者あり）私が討論しちゃうだけん、あなたはちょっと黙ってなさいや。あんたやちが意見があったら言やあいいことだけん。（発言する者あり）だから、そんなこと言わんでもいいだろうが。場所を踏まえて言え。（発言する者あり）続けます。

今の話の続きでございますが、反対討論の理由としてもともと補正予算というのは原則的に私が申し上げるまでもなく、当初予算案成立後に発生した事由によって当初予算どおりの執行が困難となったときに、すなわち予見しがたい事態が発生したとか、あるいは突発的災害による対策として補正予算を組むというのが一般的な補正の原則だろうと私は思います。それを考えたとき、このたびの補正につきましては、私は伯耆の国が言われるような他町にはそういう認知症さん関係を介護するような施設があるのに、南部町にはないから早急にせないけないというような説明

をされるんですけど、そうじゃなくてそれは決して緊急にこの補正を組んで取り組まなければならない事案にはならない、該当しないと思います。

もうちょっと申し上げさせていただきますと、補正予算の中で町が6,400万の新規グループホームと他建設事業、ふるさと融資のもので、事業目的は町が金融機関と共同で地域振興に資する民間利用活動を支援し、もって活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与するため、社会福祉法人伯耆の国、グループホーム及び既存施設取得事業に要する経費の一部を地域総合資金（ふるさと融資）の活用をして貸し付けるというものでございますが、事業内容はふるさと財団経由で町が銀行から基金を借り入れ起債措置、伯耆の国に貸し付けるもので伯耆の国は金利なしで借り入れができ、町は金利部分を負担する。利子は、75%は交付税措置とするものだというぐあいに御説明いただいております。したがって、利子の交付税措置以外、25%は町が負担するものであります。ゆうらくの建設地は、町有地でありそこに社会福祉法人であります伯耆の国がグループホームを建設することを説明されております。貸し付け対象事業に用地取得費1億7,570万円、建設費1億8,020万円、施設整備費2,070万円、付随費用950万円、合計3億8,610万円を計上し、そして、対象借り入れ総額はふるさと融資希望額6,400万円、民間金融機関借り入れ2億6,000万円を予定するものということでございます。

しかし、今さっきも説明申し上げましたように、補正の内容は本来も予見しがたい事態や対応や突発的な災害による補正というものではない。ましてや、危機管理というようなものでもないわけですから、本来は当初予算に計上するものがそのもので間に合うものである。

そういうことを考えますと、決してこのたびの12月の補正予算が適宜、適時に事業を時宜に合った補正ということは、私は言えないと思います。そういう所見の中でこのたびの補正予算については反対討論といたします。以上です。

○議長（足立 喜義君） 10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 総務所管ばかり御意見が出ていますので、角度を変えて民生所管から私も大きな事業があるということを皆さんに思い出していただきたい。

9月の定例会において、がん征圧宣言を議会で宣言しました。西伯病院が新しい院長をお迎えして、がん征圧に非常に熱意があるということで議会も特定検診30%を50%に上げて病気の予防をするということで、さきにも議会で行政調査も行いました。病気に関する調査でございましたが、やはり健康な町は予防検診が進んでいる、検診率が高いということで、このたびの補正でアミノインデックス、東京の三井記念病院に続いて西伯病院でも日本で2番目のがんのリスクを検証する機関ができたということで、早速1月の10日ぐらいから受診が始まってがんのリス

クを検証するとともに健康に対する注意、がんに対する認識、そして、町民の皆さんが健康、特にがんのリスクに関心を持っていただくということでございます。さきの議会でも説明がありましたように、検診で発見されたがんはほとんど完治すると。反対に自覚症状が出て発見されたがんはなかなか治癒が難しいということもわかりました。

このたびの補正では、県が鳥取県地域活性化総合特区推進補助金で1,000万、そして、一般財源が500万。先ほども補正ではそういう緊急性がない、大きな金を動かさないと言われましたけど、県の補助金もそうしたら受け付けないんですか。せっかくこういういい事業をするのに、県の補助金もいただいて町民の皆さんの健康を守るということで非常に民生所管には大事な事業もあります。ぜひとも議案は一体ですので、皆さんでそういうこともあることを認識していただいて、賛同いただきたいと思ひまして賛成討論といたします。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 13番、亀尾です。私は、議案の89号、南部町の一般会計補正予算について、反対の立場から討論いたします。

まず、初めに、誤解を招かねている部分があるんじゃないかと思って、そのことを申し上げます。私は、先ほど賛成討論の中で共産党の議員はゆうらくの事業に対してはすべて反対だと、これを貫いているということを言われたんですが、それは間違っておりますよ。以前、ゆうらくの施設の中で厨房の床が張りかえだったかな、何かせないけんとか、玄関部分の改装だなかったかと思うんですけど、それも手入れをせないけんいったら、そういうことについては反対はしておりませんよ、賛成してますよ。そのことをまず触れておきます。

それから、グループホームの建設については反対しておりません。今、認知症で大変なことも私も聞いておりますし、家庭ですね。それから、恐らく高齢化が進めば出現率はふえると思います。だから、建設は必要だと思うんですけども、ただ、この予算立ての中で先ほども反対討論の中でも植田議員や雑賀議員も言ったんですけども、いわゆる既存の用地の取得も枠取りだということをおっしゃったんだけど、こうなんです。私は、見ますと改めて対象借り入れ総額が、いわゆる総額の中にこれが入っているわけなんです。つまり、これがなかったらこの建設が進まないということと、あるいは将来を見据えると、このふるさと融資、いわゆる土地を含めてこれが必要だという観点から建てられたものであるということなんです。私は、土地の売却、町からいけば売却、向こうからいけば取得ですね。これがまだ決まっていらないのに上げるのは非常に無理があるということ指摘して反対するものであります。以上です。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（９番 細田 元教君） 議案第８９号、平成２３年度一般会計補正予算については、賛成討論いたします。

８ページのゆうらくのばかりもって反対って言われましたが、この補正予算は今までの事業の精査して要らんものは△がついて、それを余った金をまた有効に使うような努力もされておられます。それと、大きなのは、今、石上委員長が言われましたアミノインデックスの１，５００万の予算もついております。それと、福祉関係では、これから南部町で一番大事になります要援護者のマップをつくってこれに対応するという４８０万の予算もついております。それと同じように、子ども手当、今回これもごっつい６，５００万も入ってます。これらも緊急を要するものじゃないですか。当初予算に入れるもんだと反対さんが言われましたが、そういう問題じゃない。時宜にかなったときはかなったことをせないけんっていうのはこの補正予算の中身であります。

台風１２号の作業道路の対策費用もこの１２月補正に入っております。これらも込めてただゆうらくだけで反対するというのはいかがなものかと思っております。また、そのゆうらくに関しての認知症に関してのグループホームですが、赤井議員はそういう認知症は今該当はないと言われましたが、余りにも現実を知らな過ぎる。今、本当に困っておられるのは認知症対策なんです。国が一番力を入れておられるのもこの認知症対策です。これを我が町、広域連合でやっていますが、介護保険は。伯耆町と日吉津村には認知症グループホームがずっと前からあります。我が南部町だけはグループホームがありませんでした。介護保険始まって１１年たちます。その中でもゆうらくの施設の中で認知症グループホームを交えた感じで施設を運営したり、またデイサービスでそういう人たちを上手にやって今頑張っておられるんです。家族の方がどんなに苦しんでおられるのか本当に御存じでしょうか。たかが１９床です、それをゆうらくにしてもらう。これについてゆうらく、ゆうらくって言いますけど、南部町でこれは町の施策なんです。認知症のグループホーム建てたい、公募いたしました。ゆうらくしか手が挙がってなかったんです。本来ならば米子のこうほうえんとかいろんな事業所が手挙げるだろうと思ってました。たまたまゆうらくが手挙げてゆうらくに落ちたんです、これが。きのうの全協で亀尾議員が言われました。６月議会にもこの補正があった、補助がついてる。国、県もこの地域活性化空間整備事業だったと思います。そのような事業で補助しております。これにプラスふるさと融資資金６，４００万を入れて、なるべく自前のお金をかからないようにそういう事業であります、これは。今、南部町で一番喫緊の課題で大事なのがこの認知症対策の、このグループホームなんです。これに反対するということはいかがなものかと思っております。それをこの事業説明書の議案にも載ってない用地取得の問題を取り上げておられます。まだ、これは町長は議会にきちっと相談します、言っておられま

した。まだ相談もしていないのに、まだ議案にも上がっていないのに、どうしてこれが私たちに審議できるでしょうか。今、亀尾議員は要綱で5年以内に用地取得云々ということを言われました。恐らく5年以内にこの用地取得の問題も出てこようと思います。この1億7,570万での用地取得売れば、可能であればぜひともしていただきたいと私は思っております。そんなにして我が町の認知症対策、高齢者対策、いろんなのがここにあった大事な12月補正予算であります。これに反対するすべはないと思います。ぜひとも皆さんの賛同を得まして、これを賛成していただきたいと思います。以上であります。

○議長（足立 喜義君） 休憩します。

午前11時07分休憩

午前11時08分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第89号、平成23年度南部町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。
委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第90号

○議長（足立 喜義君） 日程第13、議案第90号、平成23年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員会委員長（景山 浩君） 民生教育常任委員長です。議案第90号、平成23年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての報告をいたします。

本議案は、医療給付費負担金の納付額の決定、介護保険納付金事業、高額医療費拋出金共同事業等の納付金や拋出金の額の決定による補正が主なものでございました。

表決の結果、当委員会においては、原案を全員一致で可決すべきものと決定しております。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第90号、平成23年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第91号

○議長（足立 喜義君） 日程第14、議案第91号、平成23年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員会委員長（景山 浩君） 民生教育常任委員長です。議案第91号、平成23年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について報告をいたします。

本議案の内容は、低所得世帯の保険料軽減の当町負担部分を広域連合に支出するための予算増が主なものでございました。

表決の結果、当委員会においては、全員一致で原案を可決すべきものと決しております。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第91号、平成23年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第92号

○議長（足立 喜義君） 日程第15、議案第92号、平成23年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 総務経済常任委員長、秦です。議案第92号、平成23年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算であります。全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第92号、平成23年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第93号

○議長（足立 喜義君） 日程第16、議案第93号、平成23年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 総務経済常任委員長、秦です。議案第93号、平成23年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算であります。全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第93号、平成23年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第94号

○議長（足立 喜義君） 日程第17、議案第94号、平成23年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員会委員長（景山 浩君） 民生教育常任委員長です。議案第94号、平成23年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）について報告をいたします。

本議案の内容は、収益的収支については、アミノインデックス導入のがん予防実証事業受託料1,500万円、他会計補助金受け入れ757万6,000円と、収益的支出については、がん

の化学療法に使用する薬品費の1,346万9,000円、アミノインデックスシステム開発870万円や、給食業務委託料の見込み修正額839万円等を含む4,040万2,000円の経費増などございました。

討論の中身でございますが、反対として、町も県の利息部分の補助に対する補助金を出すべきであり、今回の補正予算にそれが計上されていないので反対するというものが主なものでございました。

賛成意見としては、肺炎球菌ワクチンで入院患者数が抑制されるという経営的にはなかなか難しい面もありますが、町民の健康保持という面では効果も上げていらっしゃいますし、今後、アミノインデックスにも期待が持てるので賛成をしたいというものでございました。

討論、表決の結果、当委員会においては、賛成4、反対2の賛成多数で原案を可決すべきものと決しております。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 先ほど民生常任委員長から報告がありましたが、西伯病院の経営については、新しい院長を先頭に頑張っていたいただいているということは十分に感じ取ることができました。しかしながら、なかなか最近の状況というのは病院経営厳しいというので、当初予算で我々は鳥取県が病院の建設費に対する補助金の交付を県が出しておりますが、交付要綱によりますと、町が出すものと県が出すあれと2分の1と低い方という金額で、町が出せば県も出しますよという交付要綱になっているということをこの議会でもたびたび私たち……（発言する者あり）いえいえ、言っております、そういう交付要綱になっております。（「なっちょうへん」と呼ぶ者あり）私は、そういう病院を健全に経営するために町は一般会計から繰り出すべきだということを1つは言いたいわけです。

そして、もう一つは、やっぱり建設時の大きな過大な投資という問題が、根本問題としてあるということを再度指摘しておきたいと思います。以上です。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） 2番、仲田でございます。議案第94号、病院事業会計補正予算（第1号）の賛成の立場で討論させていただきます。

今回の補正予算は、先ほども石上議員の方から、アミノインデックスの導入に伴う補正予算の上げでございます。先ほど反対の方の話で、県の補助要綱云々ありますけれども、これは今回の提案にも1つもございません。ですから、今回の補正予算につきましてはアミノインデックスを導入し、そして、地域の健康増進に病院が積極的に取り組んでいくということの力強い補正予算であるということでございます。ですから、これを早急に導入していただいて1月から診療を開始していただきますことを重ねてお願いして賛成するものでございます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、議案94号、平成23年度南部町病院事業会計補正予算に当たって、反対するものであります。

反対の理由の中身なんですけど、先ほど植田議員が申し上げましたけども、主張しましたが、病院の補助金ですね、利子補助、建設に基づく利子部分についての補助ですね、これ要綱が県があるわけです。昨年の決算時だったと思うんですけども、22年度の決算時のときに議論しましたね。私どもは、この要綱から見れば外れてるんじゃないか、出すべきだと。町が出したら県が出すという要綱になってるよという解釈したんですけど、しかし、行政側はそうではないということだったんですけど。私は、今でもそういうぐあいに認識してるんですけど、それはそれとしてですけどね。委員会でもあったんですけども、私は意見を述べました。それは新しい田中管理者が来られてから病院では職員に対していろいろ実情を言われて、そして、職員もそれを受けとめてモチベーション上げて努力しております。にもかかわらず、やはりこれは対患者との関係ですから、そういう中でなかなか今回もそうやすやすといかないという部分があるんです。そういう中で、努力も限界があると思うんですよ。22年度の決算のときには過年度分を含めて、県に見合う1億9,000万何がしを町から持ち出したわけなんですよ。私は、今の時点で、23年度のこの時点で、黒字で余裕があると言うんならそれはそれでいいと思うんですけども、しかし、当初予算の中でも、やはり去年出したんだからことしも利子部分については出すべきですよと、そのことを主張して反対したんですよ。また討論がダブるかもしれませんが、今の病院の実情から見れば、当然、私は一般会計から出してですよ、この分に、利息部分に。その上でやっぱり頑張ってくださいという、これをやらなければ職員のモチベーションが落ちるとは言いませんけども、やはりそれについての支援をするというそういう立場を見せるべきだと思うんです。病院側が主

張をされているんですけども、出せないということについて、そのことに基づいて、そのことを申し上げて反対するものであります。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 病院事業会計ですが、私、所轄が違いますけども思いもありまして、ぜひとも、22年度黒字になりました。23年度もぜひ頑張って黒字にさせていただきたいと強く希望しております。入院のベッド稼働率が85%ぐらいでしたか、ですが。それをあと10%伸びれば恐らくいくと思います。肺炎球菌ワクチンの普及で肺炎が少なくなったと、大変いいことだと思いますけども、その分収入が減ったと。だけど、それにもかかわらず頑張って、これから寒くなります。越冬部隊というか、寒うなればやっぱり入院がふえようと思います。それをぜひとも頑張っていただき、黒字にさせていただきたいと。22年度、県の補助と町の補助まとめて出しましたが、あれはたまたま22年度資金ショートしかけておったというすごい状態になったときでありました。今回は、減価償却費を入れれば若干、今の時点では若干マイナスになると思いますけども、要は減価償却費はためてもまだ資金はショートしないはずなんです。だから、これを契機にぜひとも、今まだ12月です、1、2、3、あります。何とか可能じゃないかと思っております、期待しております。

また、1月からアミノインデックスも始まります。こういう検査項目も結構ごっついお金になっております。200人の予定になってます。200人は町内ですね、それ以外が町外から、これは自己負担1万8,900円で受けられます。こんなのもどんどん入ってこようと思っております。期待をしております。

今、県の補助があって町が補助は出さん、県は町が出したら県が出しますという補助要綱だったって言われましたが、それは逆さでございまして、県は出しますと。町は財政が大変で、余裕があったら出してねという要綱になっているはずであります。それが県会で問題になりまして西伯病院ができてその要綱をつくって、次のときからその補助制度はなくなりました。けども、今、南部町の西伯病院にはまだありますので、県の補助は参ってます。南部町の財政がよければ出されると思います。楽しみにしてお年玉と言やあ、待っており。財政が厳しければ自助努力で頑張っていたいただきたいと思います。何とかなろうと思います。頑張っていたいただきたいというエールを送りまして賛成討論といたします。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第94号、平成23年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 18 発議案第 26 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 18、発議案第 26 号、南部町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 総務経済常任委員長の秦です。発議案第 26 号、南部町議会委員会条例の一部改正についてであります。これは南部町の議会の委員会の構成メンバーは現在、総務経済常任委員会 7 名、民生教育常任委員会 7 名の 14 名で構成されていますが、これに全議員が参加いたします予算決算常任委員会を新たにつくるものであります。

職務分担はどういうふうになるかという件であります。総務経済常任委員会、これは総務、産業及び建設関係における請願、陳情についての審査を行います。民生教育常任委員会、これは福祉、民生及び教育関係における請願、陳情についての審査を行います。そして、新たにできます予算決算常任委員会ですが、これは予算、決算及び条例並びに他の委員会に属さない事項、これは予算を伴います条例等についてもこの委員会で審査を行うという方向になっております。

委員会で審査をいたしました。石上議運の委員長をお呼びいたしまして聞き取りもいたしました。この件について採決いたしました。賛成 4、反対 1 で、賛成多数で可決すべきものと決しております。

賛成、反対の意見の主なものであります。反対の意見として、議会改革特別委員会で取り上げるべきである。法律上、違反しているので、これは現在の審査の方法がです、違反しているので改善したいとのことでそれはわかるが、改正した場合、公開がどこまで検討されているのか。傍聴はよいが放送はしないと聞いている。今までは質疑を委員長にしていたが、今後質疑はなくなり一本化するなら放送すべきである。委員会の場所についても改修費がかかるので本会議場ですべきであるというような意見が出ました。

賛成の意見といたしまして、委員会の傍聴、放送についてはしないと明言していません。現時点で委員会は SAN チャンネル等の放送はしていませんが、今後、インターネット等で行う

こともやぶさかでないとのことで、研究すると言っておられます。不明なことを反対意見に入れて反対をされると誤解を招くという意見がありましたし、議案を2つ以上に委員会に分割付託するのは自治法第109条第2項でできないとされている以上、それに対応するのが当然である。委員会のSANチャンネルでの放送、インターネットでの発信等は、この時点で問題にすべき点ではない。この議案に対して賛成する。以上のような意見がありました。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） この議案が今議会の前、11月でしたか……（サイレン吹鳴）11月、日付は忘れましたが、全員協議会に議長からたたき台としての案が提案されて、その後、議員発議という形で議会に賛同者を募って今議会の提案になりました。

私、この議会の運営の一番根本のルールを決める委員会条例です。この委員会で議案をどう審議していくのかということは、議会のあり方の根本にかかわる問題と思うんですけども……（「何が聞きたいだ」と呼ぶ者あり）議会改革何委員、推進でしたか、議会改革検討委員会でしたか……（「特別委員会」と呼ぶ者あり）特別委員会か、というのが設置されております。まず、私はそこに議題を議長が投げかけられるのが筋ではないかと思うんですけども、その点どのように委員会では御審議なさいましたでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） その件につきましては、議長がる全員協議会等で説明をされておられます。もし、お聞きしたいならば議運の委員長の方から説明させたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（足立 喜義君） 休憩します。

午前11時34分休憩

午前11時34分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 発議者の石上です。議会運営のことで間違いがあったらいけませんし、一度皆さんで協議したことをまた再度繰り返すということは、非常に疑義があります。議運の委員長としてこういう運営は今後にもまたいろんな影響を及ぼしますので、協議したことを申し上げてみたいと思います。

11月の18日、議長より予算決算のあり方について説明がありました。当初は予算決算のみと考えておりましたが、法的根拠をもととするので補正予算、条例も行う。請願、陳情以外は行うと考えておると。それで、その場で今度の議会の最終日に提案すると。そこまで言われて、そのときに皆さんそれで解決したと、異議が出なかったという状態でしたのでその辺は間違いなく。

それと、議会改革の特別委員会で協議すべきじゃないかという意見がございましたが、これも議長がそのときに、議会改革特別委員会はほかの案件を協議中で、まだそれが解決していない。先の案件があるのに、また次の案件を出して追い越すわけにはいかないし、ということで議運の委員会の方で勉強したいということでございます。

また、18日の会で議長から資料も提出されました。日にちは十分にあったと思います。私もその後、全国の行政実例、また自治法等も調査しまして、これが今の状態が自治法に疑いのある議会運営ということで正しい運営を発議したわけでございますので、その辺を認識をきちんとしていただきたいと思います。以上です。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） ちょっと何といいますか、議長は、これは委員長に質疑ですので申しわけない。ちょっと誤解が私もしてました。といいますのは、11月の18日の全員協議会で議長が資料配付された。そして、そのときに12月議会の最終日に提案すると言われたことが何を意味するのかということがきちんと理解してなかったというふうに、今思いました。その辺で、そこで私は成案を得るというふうには理解しておりませんで、たたき台から何段階もいろいろ積み上げていくんだろう、議論を積み上げていくんだろうというふうに考えておりましたので、そういうふうに議長の提案がこういう形になって出てくるということについてはきちんとした認識を持っておりませんでしたので、その点は誤解なんですけども、やはり丁寧に物事をこうやりたいんだけどどうかということを提案することと、それから、一つ一つ諮っていかれる内容として私は少し大ざっぱではないかというふうに思います。

それで、議会改革特別委員会ですけども、やはり今抱えてる問題ももちろんありますけども、当然、委員会で深めるべきだというふうに私は思うんですけど、これはもう議案として出てきておりますので、あとの議決するかどうかっちゃうことになってしまうんですけど、私はそういう途中経過が大きな問題があったのではないかと思います、委員長はその辺どのようにお考えでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 議会改革特別委員会での問題を、この件について審査する、しないというのは議長の方から説明がございました。そのときに異議がございませんでしたので、そういう形で議長は当委員会に付託されたというふうに感じております。当委員会といたしましては付託されました案件につきまして、発議者であります石上議会運営委員長をお呼びいたしまして、そこで聞き取りをいたしたということでもあります。決して議会で執行部が出されました議案について審議をしないということではありません。その形態が変わるということでもありますので、何ら私は問題がないだろうというふうに感じております。

ただ、反対意見の中にも委員会の件でテレビの放映をするか、しないかというようなお話も出しましたが、現在も委員会は傍聴は許可しておりますが、SANチャンネル等の放映はしていません。将来的にそのようなことは考えていくべき問題でありまして、今この場でそれを論ずるものではないというふうに思っています。委員会の中でもそういう意見が出ましたし、もし、これから行われます反対討論の中でもそういうお話が出れば、それは間違いであろうというふうに感じております。現在あるのは委員会の構成をどうするかと、それでよりよい審議はどうしていくかということでもありますし、3月議会までにはまだ日数がありますので、その間、何回かどういふ方法がいいかということ積み重ねていけばいいというふうに感じております。以上であります。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私は、この発議案第26号、南部町議会委員会条例の一部改正について、反対する立場から討論いたします。

先ほど委員長の方より、私が情報公開を求めました。その中で公開については今現在も傍聴等は許しているのも何も制約はしてないということでありましたけども、私も先ほどありました公開の中にぜひともSANチャンネルを入れてほしいということで、要望でございます。

それと、あともう1点は、時間の確保の問題です。（発言する者あり）いや、意見ですので、反対討論ですので……（発言する者あり）反対討論ですよ、反対。（発言する者あり）だから、時間の確保の問題があります。これは資料によりますと、今までの委員会の中から踏襲すれば時間は十分に確保できるということもございますけども、私の主張はやはり委員会が一本になれば、

時間的にはなかなかの確保は今の時間では確保できないだろうということです。

それと、この委員会を一本にするに当たりまして執行部の出席についてはどうかということ。執行部の出席を求めましたけども、これについては執行部の出席はないという……（発言する者あり）執行部です。（発言する者あり）町長、副町長……（発言する者あり）いや、だから1会にするからですよ。

それから、財政の問題についてですが、聞き取りの中というか、聞いたところによりますと、この委員会室を今現在ありますところを、2つの部屋を真ん中の壁を取り払って委員会室にするという案でございましたが、私は今現在あるこの議場がすべて設備も整っておりますので、この設備を使うべきということでございます。

それと、この条例が3月1日に施行というぐあいになっておりますが、ということは今度の3月議会からそのようにしたいということであれば、やはりまだ十分時間がありますので、条例を臨時議会等開いてするべきということをお願いして反対いたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 私は、この議案を賛成する立場から発言をさせていただきます。

今、反対意見を聞いておまして、テレビの放映のことだとか、議場、会議の部屋の工事のことだとか、そういう問題を取り上げて反対をしていらっしゃいますが、提案のお話があったときにも現在の議案の分割の付託というものは法的に非常に問題がある、法違反の状態になっている。これを解消するために、この決算予算の委員会を設置をするということからすると、反対をされていること自体がもともとの提案の趣旨と全くずれたことになっているのではないかなというふうに思います。私たちも自治法にのっとって行政の一機関として議会を運営していく以上、法律に間違った状態というのは一刻も早く直すべきであろうというふうに思います。特別委員会で議論をして独自のものをどうのこうのということは、この委員会を新たに設置することのその先の最後の問題は発生するかもしれませんが、この議案につきましては特別委員会で審査をするような余地もないものだろうというふうに考えますので、賛成をいたします。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第26号、南部町議会委員会条例の一部改正についてを採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

午前 11 時 47 分休憩

午前 11 時 51 分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

日程第 19 陳情第 7 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 19、陳情第 7 号、2012 年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める陳情書を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員会委員長（景山 浩君） 民生教育常任委員長です。陳情第 7 号、2012 年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める陳情書についての報告をいたします。

本陳情の求めているところは、義務教育での 30 人以下学級の実現と国庫負担の 2 分の 1 への復元を求めるものであります。

同様の陳情については、従来から採択をしてきたという経緯がございました。

表決の結果、当委員会においては当陳情を採択すべきものとし、意見書を提出することと決しております。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、陳情第 7 号、2012 年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める陳情書を採決いたします。

委員長の報告は採択でありました。本案を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり採択す

ることに決しました。

日程第 20 陳情第 8 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 20、陳情第 8 号、介護保険の充実を求める陳情書を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員会委員長（景山 浩君） 民生教育常任委員長です。陳情第 8 号、介護保険の充実を求める陳情書について報告をいたします。

本陳情の求めるところは、介護保険給付準備基金を全額活用して減免制度を拡充することと介護予防日常生活支援総合事業を導入せず、現行のサービスを切り捨てないように拡充をすること。介護労働者の労働条件の改善を国に要望すること。国に対して国庫負担の引き上げを要望するという 4 項目から成っておりました。

委員会での経過でございますが、3 番目と 4 番目、国に対しての要望はなるほど当委員会で審査をすることも可能であると思われませんが、実際に決定権を持っていない 1 番目と 2 番目のことについて南部町議会に陳情が上がってきて、それを審査をして検討をするということはちょっとできないのではないかと審査の中身でございました。

表決の結果としては、反対 4、賛成ゼロ、態度保留 2 の賛成少数で陳情を不採択とすべきものと決しておりますが、陳情そのものの中身については理解できる部分もあるわけですし、私どもではない別の実施主体のところに陳情を出していただきたいということの返答をつけていただくということをお願いをしたということが結果でございます。

○議長（足立 喜義君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、陳情第 8 号、介護保険の充実を求める陳情書を採決いたします。

委員長報告は不採択でありました。本案を不採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

日程第 2 1 請願第 9 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 2 1、請願第 9 号、人権侵害救済法の早期制定を求める請願を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員会委員長（景山 浩君） 民生教育常任委員長です。請願第 9 号、人権侵害救済法の早期制定を求める請願についての報告をいたします。

本請願の求めるところは、人権を尊重し、人権侵害を起こさない社会を築くため、人権侵害を法的に救済できるような司法制度改革としての人権侵害救済法の早期制定を働きかけることでもあります。

議論の中で反対、賛成両意見が出されております。反対の主張としては、地方人権委員会を設置し、そこが人権侵害かどうかを判断すると言っているが、そういうことは地方の機関でなければ合理的な結論を得ることにはならないのではないかと。行政は、人権侵害についての判断はできない。人権擁護委員から家庭裁判所へという流れがあるのだから、そこでやればよいのではないかとといったようなものでございます。

賛成意見としては、人権問題は大きなり小なりある。以前、廃案になった案と比べては厳しい内容ではなく、意見書を上げて早期に法が制定されることを要望する。人権侵害救済法は必要だと思う。いじめをした方にも人権はあり、そういう点も考えて制定をすべきであるという意見でございました。

表決の結果、当委員会においては、賛成 4、反対 2 の賛成多数で当請願を採択し、意見書を提出すべきものと決しました。

なお、意見書の内容についてでございますが、添付の案中に人権委員会等のいまだ不明確な部分が存在をすることから、このような詳細な方法論には言及をせず、案に修正を加えて被害者救済に絞った意見書として提出すべきであるという結論に至っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

3 番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） この請願書について、ちょっと紹介議員の石上議員に聞いてみたいと思います。

これ今、人権救済法の早期制定を求めるということで、後にもこれが意見書ということが出てくるんですけども、この請願書の下の方に2002年に閣議決定された人権擁護法案を提出され、以後、4回にわたって審議されたが、国内外からの抜本的な修正を求めるような高まりの中、衆議院の解散により自然廃案となったということでございます。やはり当初この請願というか人権擁護法案が出されて問題があるということで、自然廃案という形になっております。今回、この擁護法案が廃案になったということとあわせて、今回請願で出されようとしている2002年の閣議決裁人権法案の、今回の請願されておる人権侵害救済法の違いについて、石上議員から説明を求めたいと思います。（発言する者あり）

○議長（足立 喜義君） ちょっと休憩します。

午後0時00分休憩

午後0時00分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 申しわけありません。請願者に質疑できないということですので、委員長の方にお聞きいたします。

このことについて、委員会の方で今回出されている請願について、人権侵害救済法の違いについて聞き取りをされておりましたら御説明願いたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員会委員長（景山 浩君） 民生教育常任委員長です。人権救済法の以前出されたものとの違いはあるということは聞いておりますが、その中身の詳細について、法案について同じ考えで賛成をしていくというのではなくて、この人権救済の法的な措置というものが今現在なかなかとりづらい状態になっているので、このことを改善するために法的措置をとれるような司法制度改革をしていただきたいという、そこに限って今回も意見書を出すというふうに委員会ですしておりますので、細かい法の中身だとか、そういうことまでは審査は及んでおりません。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 今回出されております人権侵害救済法という法律制定を求める意見書なんですけども、これ以前にも、先ほど質疑の中でも人権擁護法案というのが国会に提案されて、4度の国会の審議をされて、これがパリ原則というものがあるそうですけれども、国際標準。これは人権救済する機関が政府機関から独立しておらなければならないという大きな原則があるんだそうでして、それに抵触するということから前の法案が問題になったということが私聞いております。

そして、鳥取県でも人権条例というのが制定される動きが以前ありました、2005年でしたかね。これに鳥取県の弁護士会がいろいろな意見をつけて意見を具申されて、検討委員会のメンバーにも入られたようだと言っていますが、そこでの問題点の大きな骨子は人権救済ということが司法機関以外でできるのか、人権というのは加害者と被害者、加害者と言われている人、仮に訴えられたとしますね、そしたらその人の人権はどうやって守るんだろうかという、こういう問題がありまして、それを判定するのは司法機関でなければ大変難しいというのが法律家、弁護士さんたちの見解ではなかったかと思います。

そして、具体的に今回出されております救済法についてもいろんなところでいろんな指摘がありますので、私はどういうことが問題なのか大まかなあらましのところだけ、項目だけ言っておきたいと思いますが、一つには、人権侵害の定義をどうするのかという問題点。それから、先ほど言いました司法という、三権分立という問題があるということ。そして、一握りの人々の意思で国民が監視されるのではないかという懸念。先ほど言いました人権を侵されたと言って訴えた人たちがでっち上げ、冤罪事件でも起こりかねないというような懸念が指摘されております。そして、近代法の理念としては、まず日本国憲法の立場に立てば何といたしますか、何かをされたらやり返すというような復讐的な考え方は日本国憲法の立場ではない。だから、人権救済法でそういうようなことが仮にされると大問題だということですね。

それから、外国人の問題もありますし、マスメディアを規制対象から外して今回あるというようなことで、今まで反発が多かった表現の自由、マスメディアに対して表現の自由が問題だということから、今回の法案の中にはそれを外して通そうというような動きもあるようですけども、そういうかなり多くの問題を含んだ今度の法案だということなので、もっと慎重に意見書は上げな

れば、扱わなければならないのではないかと思います。以上で反対討論をいたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成の発言を求めます。

6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 6番、杉谷です。ただいま反対の討論の中でいろいろ言われました。何ですか、人権に対する定義、司法のかかわり、それと一握りの人のために国民みんなが監視されるのじゃないか、冤罪の懸念がある、近代法の理念、その他マスコミの取り扱い云々、物事をおっしゃいました。それはこの前、鳥取県の条例の方でも議論されたような内容でございますし、そのようなことときには我が委員会では、ちょっとこれはもう少し考えた方がいいんじゃないのかなという、本当に賢明な慎重論でございました。しかし、さりとて、それでは人権が侵されていない実態があるのかということ、本当に身近なところで、今ほんの一握りの人のために監視をされるようなことが、国民が監視されるようなことがあってもいいのかというようなことをおっしゃいましたけれども、でも、その人権に対することというのはさまざまにございます。私、女性でございます。女性差別、ドメスティックバイオレンス、その他本当に痛ましい事件が日々新聞紙上でもマスコミ等でも報道されております。私たちがこのたび意見書を上げるというのは人権侵害の救済法、何がどうじゃありません。今、現実起こっている、その人たちが救えるものがないのかということのために早期に制定してほしいという意見書でございます。今、この案の文をよく読んでいただきたいと思っております。

それと、もう1点申し上げたいんですが、先日の12月15日、この議会中ではございました。子供の権利についてという人権会議の中での講演会もございました。これは議員全員が対象になっておりますし、この会議のメンバーでは、執行部、それから町内の企業、一般の方、全部が対象の人権会議でございます。保育園の先生方たち、本当に熱心に参加しておられました。何が差別なのかということをお子供のころからしっかりと認識を持って指導していただけるものと私は安心しております。そのような中で、ただただ被害者の議論ばかりじゃなくて、平等ということはよろしいですけれども、本当に何が原因なのか、何が差別になるのか、何が人権なのかということをおしっかりと勉強していただきたいと思っております。

このたびの委員会として、委員会としてじゃなくてこの意見書を上げるものの内容は、人権侵害そのものの救済についてそれを早期に求める意見書でございますので、そのところを誤解ないようにお願いしたいと思います。以上をもちまして、私の賛成討論といたします。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、この人権救済法についての請願に対しては、反対する立場

から討論いたします。

先ほどの請願書の一番下段にあるんですけども、パリ原則ということで、4回にわたって出されたけど、パリ原則に括弧してあるのが人権委員会の独立性の確保に合致しないことが問題になって、その中で、2003年衆議院議員があったために解散で、それで自然廃案になったということなんですね。

私は、パリ条約というのはどういうものなのかということで見たんですけども、この中で私が、端的に言いますと国連人権規約委員会ということがあるんですよ。そこからの言葉なんですけども、その趣旨は何だかという、日本政府に対して監視とか勧告を目的とするようなことはしない、してはいけませんよということがあるんですよ。それで、これをずっとくくっていきますと、仮に我が国の三権分立の問題点があったとしますね、そうするとその信用性や中立性に疑義があったと、あるいは我が国の行政に人権侵害のおそれがあると仮定しても法案の監視対象にすべきというのは、行政側にむしろしっかりと住民の方から監視すべきだと、いわゆる権力を持っている人がこれは人権侵害だという、そういう行政の方から一方的にそういうことはやるべきでない、そのこと、いわゆる独立すべきだと、権力からですね、国の政府から。そういうことを主張されたということなんだと思うんですよ。

この中で、今回の請願の中で見ますと2ページになりますね、記のところであるんですけども、各自治体に地方人権委員会を設置して、必要な法制上の措置を講ずること。このようなことが請願書の最初の分ですよ、意見書案の中にこういうぐあいにあるんですので、私、思うんですけども、人権委員会というのは一体何することなのかということなんですね。つまり、私が今言うのは何だかという、今、民主党政府がこの救済法というものをやろうとするその案をかいつまんで見るんですけども、それを見ると行政機関がここに書いてありますね。（発言する者あり）あるんで、それで、その人権委員会というのは裁判官の令状もなしに立ち入りの検査をしたり、書類等の書きとめをすること、このようなことは憲法35条に違反するわけなんですよ。こういうようなことをやってはならないということ。それで、先ほどあったんですけども、人権侵害の定義、これはどういうぐあいになってるのかということ、植田議員も指摘したんですが、これは委員会の人たちがこれは差別だと、あるいは人権に触れてるんだということになる。そうすると、つまりこの委員会の人を胸算用でこれが問題だと、いや、そうではないよということで扱われる可能性が非常に強いということなんですよ。私は、このようなことがあってはいけないということ。

それから、先ほど賛成討論の中であったんですけども、いわゆる幼児の虐待だとか、あるいは

障がい者に対する、あるいはDVですね、高齢者とか女性、病気、そのようなことについてはそれぞれの機関でちゃんと相談し、そして、それに対する指導をやる機関が今もあるわけなんですよ。よくありますね、幼児虐待のことなんかあって、なかなか見つからなかったけども、あるいは見つかった場合はちゃんとその子供を、幼児をそういうことをやる機関があって、そこがやっぱり指導していくということをするわけなんですよ。そういうこと。

それから、鳥取県の県条例があったときには、いわゆる何があったかということになると、どれを人権侵害だかということをする場合、さっき言ったんですけど、これが問題であるというようになことを提起されますと非常に多い状況になるということ。

結論として言えば、市民権、個人の間人間のトラブルというのは、これは双方に言い分があったり、あるいは感じ方、とらえ方も全く違う場合があるわけなんです。だからこそお互いに話し合って理解を深めることが大切であるわけなんです。弁護士さんに寄せられる相談でも法的なレベルのものには達していないと、だから、ほとんどないということで人間の性格や人間関係のトラブルも多いということ。だから、カウンセリングやそういうことについてはそのようなケースでやっていくと……。

○議長（足立 喜義君） 休憩します。

午後0時17分休憩

午後0時17分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 今、議長から指摘があったんですが、これとは違うんじゃないかということなんだけれども、私は、今、論旨の中心にしているのは請願書の出されたことについて、これに基づいて今回やられるわけですから、だから、これについての問題点を指摘して反対したわけなんですよ。だから、私の今の討論が全く外れていると、本旨から外れているというようなことは全くありません。ということで、私は、以上上げたようなことから反対するということとであります。以上です。

○議長（足立 喜義君） 11番、井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 井田でございます。請願第9号、人権侵害救済法の早期制定を求める請願について、賛成の立場で討論します。

皆さん御承知だろうと思いますが、国は人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、これは2

000年、平成12年であります。その目的は、人権の尊重の緊要性、これは国語辞典でちょっと私もわかりませんでしたので調べました。これは差し迫って重要であるということでもあります。に関する認識の高まり、社会的身分、門地、これは皆さん御存じだろうかどうかわかりませんが、これは血統とか家柄とかいうことのようにあります。人種、心情、または性別による不当な差別の発生などの人権侵害の現状、その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育に及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とするということでもあります。

また、県は、鳥取県人権尊重の社会づくり条例を1996年、平成8年であります。その目的は、人権尊重に関し、県、市町村及び県内に暮らすすべての者の果たすべき責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、同和問題、女性の人権に関する問題、障がい者の人権に関する問題などの、人権に関する問題への取り組みを推進し、差別のない人権が尊重される社会づくりを図ることを目的とするということになっております。

そして、本町であります。南部町における部落差別を初め、あらゆる差別をなくす条例を2004年、平成16年、これは南部町が誕生した年であります。に施行し、その目的はすべての国民に基本的人権を保障し、法のもとの平等を定める日本国憲法の理念及び同和対策審議会答申の精神に基づき、部落差別を初め、あらゆる差別をなくするため町及び町民の責務を明らかにするとともに、町の施策の基本となる事項を定め、人権を尊重し、差別のない明るい住みよい南部町の実現に寄与することを目的としております。

しかし、現実にはインターネットにより誹謗中傷など、いろいろな事象が発生している状況であります。これは皆さん御承知だろうと思っております。そして、今日、部落差別や女性に対する暴力、子供、高齢者、障がい者への虐待を初め、さまざまな人権侵害が発生しており、人権侵害を法的に救済できるような被害者の視点から簡易、迅速柔軟な救済を行う人権救済制度を整備する必要があります。人権侵害救済法の早期制定を強く要望し、賛成の討論といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 発議者であります。自治法で発議者も討論できるということを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。

パリ原則について、どうも間違った考えをお持ちのようで、私どもは法務省に前に予定されて

おりました人権委員会、これをパリ原則に違反するから内閣府の外局という主張を繰り返してきました。しかし、政府の見解では法務省の外局でもどうもよろしいという見解が出ておりますので、この辺ははっきりとしておきたいと思います。

また、以前の2002年に小泉内閣で出された案につきましてはメディア規制がありました。報道関係者から大きな反対を呼びました。また、罰則規定も一部ありました。今回はメディア規制もメディアの自主性に任せると。それで、罰則規定もありません。調停、仲裁を行うということで、悪いことをせんかったらそんなに心配することないと思いますよ。また、いろいろ一定の、例えば同和問題とかにこだわっているような感じが受けましたけど、障がい者の方、老人の方、女性の方、病気の方、南部町の人権セミナー来られましたか、1回でも。いろんなセミナーやっておられるでしょ、たくさんの方が来られていますよ。議員の皆さんも一生懸命来られていますよ、なぜ1回も行かれないんですか。セミナーで勉強されたらいろんな勉強してることわかりますよ。こういうときにはやっぱり自分の思いで、政党に所属しておられますけど、やっぱり人権のことは一人一人の思いで発言されたがよかろうかと思います。

読み上げます。これは22年の6月、南部町の人権会議総会で読み上げられました。全文長くなりますので途中から読みます。本町では、町発足と同時に南部町における部落差別を初め、あらゆる差別をなくす条例を制定し、人権尊重のまちづくりに積極的に取り組んでいくことを表明しました。平成18年には、このことを具体的に推進するために南部町における部落差別を初め、あらゆる差別をなくす総合計画を策定するとともに、昨年度は総合計画の具体的な推進を図るため基本計画を策定したところであります。こうした本町の取り組みは、差別のない一人一人が大切とされるまちづくりへの町民の皆さんの強い願いに支えられて実現されたものであります。

一方、部落差別を初めとするさまざまな差別の現実は依然として厳しいものがあります。本県において悪質な落書きが後を絶たず、インターネットへの差別書き込みはその内容、量とともに悪化の傾向にあります。また、平成17年の意識調査結果から本町の状況を見てみますと、人権についてのイメージが重要と考えている人の割合は82%で、県平均に比べ6%以上も低くなっています。また、人権が自分に関係が深いと感じている人は37%にとどまっており、県平均を下回るとともに、最も高い数値を示した自治体と比べ16%低くなっています。こうしたことから町民の人権に対する意識は必ずしも高いとは言い切れず、引き続き人権教育や啓発活動を積極的に推進していかなければなりません。

本町が目指す人権文化が定着した町とは、一人一人の町民が大切にされ、すべての差別や偏見がなくなり、町民のだれもが心豊かに生き生きと生活できる町をみんなでつくり上げていくこと

であります。そのために差別や人権侵害の現実をみずからの問題としてとらえ、解決していく強い意識と意欲を全町民が持たなければなりません。差別落書きは消せばよいというものではなく、差別事象にその都度対応していけばいいものではありません。暮らしの中に差別や偏見のない町をつくり上げるための日常的な営みや学びこそが大切にされなければなりません。不幸にしてさまざまな人権侵害や差別落書きなどの差別事象が発生した場合には、その現実深く学びながらその原因や背景を深く追求し、そこから次の施策を構築していくことが重要であります。人権尊重のまちづくりは本町の重要な政策課題であります。南部町人権会議は、町行政と連携、融合しながらこれまでの同和教育の成果を踏まえ、部落差別を初め、あらゆる差別を許さない人権が大黒柱のまちづくりを一層推進していくことを改めて表明するとともに、人権尊重のまちづくり実現に向け、その中核的な役割を果たすことを本総会の名をもって決議いたします。

10月の30日、宮前隣保館におきまして解放文化祭が開かれました。1人の女性が作文を読まれました。結婚が破談になったと。インターネットで地名を調べて私どもの地名がありました。現実です。人権侵害は人を殺します。人を苦しめます。どうぞ、皆さんこのこともしっかり考えて、請願出した意味を重く受けとめていただきたいと思います。終わります。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第9号、人権侵害救済法の早期制定を求める請願を採決いたします。

委員長報告は採択でありました。原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

日程第22 議案第95号

○議長（足立 喜義君） 日程第22、議案第95号、南部町税条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。議案第95号、南部町税条例の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町税条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

提案の理由でございますけれども、これは地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴いまして、南部町税条例の一部改正について議会の議決をお願いをいたしましたものでございます。

改正の内容につきましては、税務課長において説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 税務課長、分倉善文君。

○税務課長（分倉 善文君） 税務課長でございます。それでは、南部町税条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

このたびの改正は、東日本大震災に係る雑損控除額の特例に関連した町民税に係る特例措置について、附則の一部改正でございます。

附則第22条は、東日本大震災に係る雑損控除額の特例でございます。被災を受けた住宅や家財に係る損失の雑損控除について、平成23年度の町民税から控除の特例を適用することができるように規定されたものでございます。

今回、第1項は、第2項を含め整理をした改正でございます。特例損失金額に申告の前日までの災害関連支出がある場合に、その支出を対象に含めた金額を控除できるようにしたものでございます。

第3項は、第4項を含め整理をした改正でございます。現段階では、南部町で該当者はございません。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。御審議方、よろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 提案に対して質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第95号、南部町税条例の一部改正についてを採決いたします。

議案第95号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 3 発議案第 2 7 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 2 3、発議案第 2 7 号、3 0 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を議題といたします。

提案者である民生教育常任委員長、景山浩君から趣旨説明を求めます。

民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員会委員長（景山 浩君）

発議案第 2 7 号

3 0 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 1 4 条第 3 項の規定により提出する。

平成 2 3 年 1 2 月 2 1 日 提出

提出者 南部町議会民生教育常任委員長 景 山 浩

南部町議会議長 足 立 喜 義 様

添付のと通りの意見書でございます。

中身については、皆さん目を通していただければと。さきの陳情の審査のときにも同じものがついておりますので、省略をさせていただきます。

○議長（足立 喜義君） ちょっと休憩します。

午後 0 時 3 5 分休憩

午後 0 時 3 5 分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

ただいまの趣旨説明にて質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、発議案第 27 号、30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 24 発議案第 28 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 24、発議案第 28 号、人権侵害救済法の早期制定を求める意見書を議題といたします。

提案者である民生教育常任委員長、景山浩君から趣旨説明を求めます。

民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員会委員長（景山 浩君） 民生教育常任委員長です。

発議案第 28 号

人権侵害救済法の早期制定を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

平成 23 年 12 月 21 日 提出

提出者 南部町議会民生教育常任委員長 景 山 浩

南部町議会議長 足 立 喜 義 様

添付をしております意見書をごらんください。

先ほどの請願の審査でも多くの意見が出されましたので、これについては朗読をしたいと思います。

人権侵害救済法の早期制定を求める意見書。

時代は人権の世紀と呼ばれる 21 世紀に入った。人権の世紀という言葉は、全人類の確立という壮大な達成目標が示されていると同時に、過去人権確立のためにたゆみなく続けてきた努力が報われ、一斉に開化し、結実する世紀であってほしいという全人類の熱望が込められている。人権の確立とは、何よりも人権が尊重され、人権侵害を生起しない社会を築くことである。そのた

めに人権教育及び人権啓発が重要であることについては言うまでもない。

しかし、今日、部落差別や女性に対する暴力、子供、高齢者、障がい者への虐待を初め、さまざまな人権侵害が発生しており、被害者に対する救済を図ることが人権教育、啓発と並んで重要な課題となっている。

人権侵害に対する救済を充実するためには、人権侵害を法的に救済できるような司法制度改革に期待をかけ、被害者の視点から簡易、迅速、柔軟な救済を行う人権侵害救済法の早期制定を強く要望する。

記。今なお、人権侵害が繰り返されており、被害者に対する救済を図ることが重要であり、人権侵害救済法の早期制定を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月21日。鳥取県西伯郡南部町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣。以上です。

○議長（足立 喜義君） ただいまの説明に対して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私は、この発議案第28号、人権侵害救済法の早期制定を求める意見書につきまして、反対の立場から討論いたします。

先ほども請願の中で民生教育委員長にお聞きしましたんですが、この今意見書が出されようとしている人権侵害救済法の中身についてお尋ねをいたしました。中身が定かでない、わからないということで、当初出されておりました意見書の案の中からかなりの部分が削除をされております。

それで、私は、やはりこういう今、植田議員もいろんな問題点を指摘しましたこの人権侵害救済法について、そういうことを踏まえながら中身のわからないものを今制定を求めて意見書を上げるということに対して反対という立場でございます。そういうことから反対討論といたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） 私は、この発議案、人権侵害救済法の早期制定を求める意見書に賛成する立場で討論をさせていただきます。

県下19市町村のうち3町村が趣旨採択だけで、あとの16町村は全部意見書の採択をされているのが現状でございます。当南部町は、平成17年9月21日に趣旨採択という状況になっておるところでございます。それを一歩進んで今回意見書ということで提出をしようということでございます。

先ほど反対者の意見の中に、どういう法律かわからんからそういうものは必要ないということがあろうかと思えますけれども、そうではなくて、私ども先ほど石上議員が言われたり、あるいはいじめだとか、障がい者差別だとか、部落差別とか、あらゆる差別を網羅した中で、こういう人権侵害を少しでも救済できる法律をつくっていただきたいということで意見書を出すものでございまして、何ら私は反対するべきではないというふうに思っておるところでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、この人権侵害救済法の早期制定を求める意見書に反対するものであります。

理由は、これは人権、あるいは人権侵害の規定が非常にあいまいなんです。なぜかという、だれが、どのようなことが人権侵害であるのかということは一概に規定できませんよ。最初の請願書の中でも私申し上げましたけども、人にはそれぞれいろんな尺度といいますか、言い分とか、受けとめ方、そのことに違いがあるわけなんです。そういう中で、一方的にこれが人権侵害しているんだとか、そういうようなことは言いがたいわけです。ただ、言えるのは幼児虐待だとか、DVだとか、そういうことについてはこれは明らかに人権を侵害している、傷つけていることですから、それについては今の日本でそれに対する相談受けて、指導、あるいは監督する、そういう機関があるわけなんです。だから、言いましたように、こういう規定を一体どこにするのか非常に難しい問題なんです。受けとめ方も、それから、言い方にもあります。

私は、ちょっと申し上げかけましたけども、人権及び人権侵害の規定が非常にあいまいで、そのような不明確なまま表現の自由を規制することは国民の表現の活動、そして、萎縮的効果を及ぼしてしまうのではなかろうかということです。これは憲法21条、この中では集会、結社及び言論、出版、その一切の表現の自由はこれを保障するというぐあいちゃんと指定してある。このことからすれば、違反するのではないかということです。表現の自由は、自由で民主的な社会の基礎をなす最も重要な権利であります。私は、今ここで上げられております意見書の中でありま

すが、はっきりとしたそれが人権侵害だという線引き、規定ができないような中、そして、先ほどの繰り返しになりますが、幼児虐待とか、そのような明らかなことについてはちゃんと相談し、そこが指導、監督するという組織があるんだから、今さらこういうことをやって、仮にこれを法律で規定してしまつて縛るようなことがあれば逆に国民に対する、我々庶民に対する大きな足かせになってしまうという、このようなことを危惧します。そのような理由から、私はこの意見書に反対するものであります。（「なし、なし」と呼ぶ者あり）

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第28号、人権侵害救済法の早期制定を求める意見書を採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よつて、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第25 発議案第29号

○議長（足立 喜義君） 日程第25、発議案第29号、TPP参加に向けた関係各国との協議に反対する意見書を議題といたします。

提案者である石上良夫君から趣旨説明をお願いをいたします。

10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 10番、石上です。

発議案第29号

TPP参加に向けた関係各国との協議に反対する意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成23年12月21日 提出

提出者	南部町議会議員	石上良夫
賛成者	同	亀尾共三
	同	秦伊知郎
	同	足立喜義
	同	井田章雄
	同	細田元教

同 青 砥 日出夫
同 杉 谷 早 苗
同 景 山 浩
同 植 田 均
同 雑 賀 敏 之
同 仲 田 司 朗
同 板 井 隆

南部町議会議長 足 立 喜 義 様

別紙を読み上げます。

TPP参加に向けた関係各国との協議に反対する意見書。

野田首相は、さきにかかれたAPEC首脳会合の際に、TPPへの参加に向けて関係各国との協議に入るとの方針を表明しました。政府は、包括的経済連携基本方針に基づいて進めるとして高いレベルの経済連携を目指す構えを固持しています。

TPPに対する方針は、交渉参加を前提にしたものであって、参加に反対する多くの国民や、これまで議決されている道府県議会、市町村議会の多くの反対や慎重な対応を求める意思に反するものです。

これまでの議論を通して、TPPは農業などの第1次産業への多大な影響にとどまらず、医療など国民生活の根幹に影響が及ぶ懸念が広く指摘されています。政府の説明は、国益を守るなどと抽象的な説明にとどまっています。国民的なコンセンサスもなく、いまだ多くの反対世論がある中、参加を強行することは許されないと考えます。

よって、本議会は政府に対し、下記の事項を強く表明します。

記。TPPへの参加に向けて関係各国との協議に入るとした方針に反対する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成23年12月21日。鳥取県西伯郡南部町議会。提出先、内閣総理大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、経済産業大臣。以上、よろしく御審議お願いいたします。

○議長（足立 喜義君） ただいまの説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか、赤井議員。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 私ですか。反対というわけではなくて、私自身が不勉強なもので十分な理解得なかったのでこのたびの皆さんと一緒に意見書を提出しないだけのことであって、私を名指しで言われることは。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第29号、TPP参加に向けた関係各国との協議に反対する意見書を採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第26 議長発議第30号

○議長（足立 喜義君） 日程第26、議長発議第30号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長、石上良夫君から、閉会中も本会議の日程など、議会運営に関する事項について十分審査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、石上良夫君から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第27 議長発議第31号

○議長（足立 喜義君） 日程第27、議長発議第31号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。広報調査特別委員長、井田章雄君から、閉会中も議会広報などの編集について十分審査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、広報調査特別委員長、井田章雄君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第 2 8 議長発議第 3 2 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 2 8、議長発議第 3 2 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙事務問題調査特別委員長、井田章雄君から、閉会中も選挙事務について十分審査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議がございますので、起立により採決いたします。

継続審査を行うことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 賛成多数と認めます。よって、選挙事務問題調査特別委員長、井田章雄君から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第 2 9 議長発議第 3 3 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 2 9、議長発議第 3 3 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会改革調査特別委員長、青砥日出夫君から、閉会中も議会改革について十分審査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、議会改革調査特別委員長、青砥日出夫君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定をいたしました。

日程第 3 0 議長発議第 3 4 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 3 0、議長発議第 3 4 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。人権・同和対策特別委員長、井田章雄君から、閉会中も人権・同和対策に

ついて十分審査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議がございますので、起立により採決をいたします。

継続審査を行うことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数と認めます。よって、人権・同和対策特別委員長、井田章雄君から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定をいたしました。

○議長（足立 喜義君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

よって、第9回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。これをもちまして平成23年第9回南部町議会定例会を閉会をいたします。

午後0時55分閉会

議長あいさつ

○議長（足立 喜義君） 一言ごあいさつを申し上げます。

ここに、平成23年第9回南部町議会12月定例会を閉会するに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

12月9日から本日まで13日間にわたり、議員各位の御精励によりましてただいま閉会を宣言することができましたことは、議長としましてまことに喜びにたえません。

町長を初め、執行部におかれましては、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただき深く敬意を表しますとともに、議員各位からの意見、要望等につきましては、執行上、十分に反映されますよう強く要望いたす次第であります。議会といたしましては、今後も町民の皆さんにわかりやすい議会での議論を提供いたす所存であります。議員各位におかれましては普段の議員活動などを通じ、より一層町民の負託にこたえていただくよう要請申し上げるものであります。

これからいよいよ厳寒に向かいますが、東日本大震災で被災された方の迎えられる新年がよき年でありますようお祈りし、閉会のごあいさつといたします。

町長あいさつ

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げたいと思います。

本定例会は、12月の9日から本日まで13日間にわたって、19の議案について御審議をいただいたわけでございます。提案をいたしました全議案とも慎重御審議をいただきまして御賛同賜り、本日御承認をいただいたということで大変うれしく思っております。ありがとうございます。

12日と13日には、12名の議員さん方から一般質問という形で、町政各般にわたって御質問をいただきました。町長のマニフェストについて、あるいはTPPの問題について、地域防災について、財政状況について、がん検診についてと、挙げれば非常にタイムリーで事象を得た御質問の数々でございましたが、とりわけ私といたしましては、第4コーナーを回ったこの時期にマニフェストについてということで、いい質問をいただいたと思って感謝をいたしております。それぞれの項目について申し上げたわけでございますけれども、まだまだ課題も多いということで、残された任期を一生懸命頑張っていきたいと、このように考えて新たな決意をしたところでございます。

マニフェストで持続可能な町を目指すと訴えてきましたけれども、これは石上議員さんの御質問にもお答えしてまいりましたが、南部町の財政的にはこの課題につきまして、理論的に先の見えるところまで詰めてきておるということを、状況を御報告いたしました。その歩みを一層確かなものとするように、さらなる努力をしてまいりたいと思っております。

それから、TPP問題については御賛同いただきまして、ただいまの議会でも意見表明もいただきました。私もさまざまな場面でこの問題についての情報発信をし、収集をし、また地域を預かる責任者としてきちんとした発信をしてまいりたいと、このように思っております。

それから、がん検診でございますけれども、これは来年1月には年度内に200人程度の検診を行うということでございますが、どうぞ、日ごろ忙しくて検診の機会がないような現役で頑張っておられるそういう皆さんに積極的に受けていただいて、このがんに対する取り組みを進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いを申し上げておきたいと思っております。

本年も余すところ、あと10日ほどとなったわけでございますけれども、ことしは東日本震災など自然災害の非常に多い年でございます。多数の人的被害が発生し、忘れられない年となりました。今なお被災地では多くの皆様が塗炭の苦しみの中であえぎながら頑張っておられるのであ

りまして、私たちはこれらの皆様が自立のめどが立つまで支援をしていかなければいけないと考えておりまして、町民の皆様もきっとそのようにお考えのことと存じます。どうぞ、議会の方からも御賛同賜りますように、よろしく願いを申し上げたいと思います。

どうぞ、議員各位には元気でお過ごしになりまして、来る平成24年正月を迎えますが、災害のない平和で穏やかな年になるように皆様とともにお祈りをしながら、閉会のお礼のごあいさつにかえたいと思います。どうもありがとうございました。
